

令和 2 年度

事業計画書

屋久島町

目 次

【 一 般 会 計 】

総 務 課	・ ・ ・ ・ ・	1
政 策 推 進 課	・ ・ ・ ・ ・	4
観 光 ま ち づ く り 課	・ ・ ・ ・ ・	16
町 民 課	・ ・ ・ ・ ・	30
福 祉 支 援 課	・ ・ ・ ・ ・	32
健 康 長 寿 課	・ ・ ・ ・ ・	36
生 活 環 境 課	・ ・ ・ ・ ・	43
産 業 振 興 課	・ ・ ・ ・ ・	51
建 設 課	・ ・ ・ ・ ・	57
地 域 住 民 課	・ ・ ・ ・ ・	61
議 会 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	62
監 査 委 員 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	
農 業 委 員 会 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	63
教 育 振 興 課	・ ・ ・ ・ ・	65

【 特 別 会 計 】

上 水 道 事 業	・ ・ ・ ・ ・	
簡 易 水 道 事 業	・ ・ ・ ・ ・	77
国 民 健 康 保 険 事 業	・ ・ ・ ・ ・	78
介 護 保 険 事 業	・ ・ ・ ・ ・	84
診 療 所 事 業	・ ・ ・ ・ ・	89
農 業 集 落 排 水 事 業	・ ・ ・ ・ ・	90
船 舶 事 業	・ ・ ・ ・ ・	
電 気 事 業	・ ・ ・ ・ ・	91
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	・ ・ ・ ・ ・	93

【総務課】

はじめに

令和元年のスタートとともに、新庁舎への移転と、それに伴う組織機構改革が実施されたところである。

本町の行政組織機構については、平成19年10月の合併時点では、「総合支所方式」でスタートし、その後、「分庁方式」に移行という改編を経て、何度かの小規模再編により、行政サービスの維持に努めてきたものの、合併後10年を経過し、様々な課題が生じてきたことから、新庁舎建設に向けて動き出し、その完成に合わせ組織再編を実施することとされた。

また、新庁舎一極集中に伴い、これまでの3支所については、取扱う事務の内容から、「出張所」へ改編することとし、町民サービスの低下を招かないよう努めていくこととされた。

今後においても、多様化する行政サービスや社会経済状況の変化への対応、今後の職員数削減にも効果を発揮できる組織体制づくりを目指し、行政組織機構の改革を実施していくこととする。

1 行政運営

新庁舎、新行政組織機構における業務開始から1年が経過することを踏まえ、各所管においては改善すべき点を改善し、引続き町民やその他来庁者等への対応に支障を来さないよう注意を払いながら業務にあたる必要がある。

新たな行政拠点に多くの職員が集結し、各所管の状況が容易に把握できるようになったことから、行政組織機構の改革が当初の目的を果たしている状況にあるのかを検証し、微調整を要する点については、より効果的な人事配置を検討し事務事業の効率化を図るとともに適正な定員管理に努めるものとする。また、このような取組みが、国が推進する働き方改革の一環として職員の超過勤務の抑制を始めとする職場環境の充実につながるよう努めていく。

また、令和2年度から運用を開始する「会計年度任用職員制度」については、一般職の非常勤職員に係る制度の転換点となるため、これまで国が示した制度導入マニュアルに基づいて一元的に非常勤の職種の整理を進め、その運用について庁内職員の共通認識を深めてきた。実際の運用開始にあたっては、庁内に混乱が生じないよう全体の状況を把握しながら給与・報酬・社会保険等の管理を構築していく。更に、非常勤職員を含めた職員全般について、人事評価制度の運用により“任用、給与、分限その他の人事管理”の基礎として適正な人事管理を図るよう努めていく。

2 文書広報

読みやすく、わかりやすい紙面づくりを目指し、町報「やくしま」の内容充実のための取材活動を積極的に行い、定期発行後は、随時、ホームページにも掲載を行っていく。

また、町ホームページについても、随時情報更新を行い新しい情報提供に努めていく。

3 電算管理

令和元年度から実施してきた「超高速ブロードバンド整備」については、高度無線環境整備推進事業の補助メニューを活用し、民設民営方式により第1期工程を終え、令和2年度の第2期工程により屋久島島内の敷設整備が完了となる。なお、敷設整備完了後は超高速ブロードバンドを活用し、町民はもとより観光客・インバウンド対応等に活用可能な事業を推進する。

また、個人情報の保護はもとより、セキュリティ強化と電子自治体構築に向け、機器の管理や情報ネットワークの安定稼働に努め、住民の情報資産保護のため、より一層の情報漏洩防止強靱化対策に努めていく。

4 防災・減災事業

火災発生時における消火活動はもとより、台風、集中豪雨、地震などの自然災害における救助活動や防除活動、更には事故や災害における救出活動など、あらゆる災害・事故に対処するため、常備消防・非常備消防と地域住民が一体となった消防防災体制の充実を図る。

(1) 消防活動

- ① 消防団員の消防に対する能力・技術のスキルアップを図るため、定期的に研修会を実施し、県消防学校教育研修課程へ積極的に派遣する。
- ② 少子高齢化や地域連帯意識の希薄化が進む中、消防組織の維持と将来を見据えた充実強化を図る。
- ③ 消防団山岳捜索隊・水難救助隊の定期的な訓練を行い、更なるスキルアップを図る。また、町操法大会を開催するとともに、熊毛支部操法大会及び操法研修に参加し、消防団員の消防技術向上を図る。

(2) 防災活動

近年、大規模地震の発生や、局地的な集中豪雨による土砂災害の発生など日本全国で自然災害による甚大な被害が発生し、本町においても、相次ぐ台風の襲来や集中豪雨により、町内各地で様々な被害が発生している。

また、口永良部島新岳は噴火警戒レベル3が維持され、現在も火山活動が高まった状況にあり、予断を許さない状況にある。

災害を未然に防止・軽減するには、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る」という高い意識のもと、地域・職場・家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要であることから、自主防災組織の強化を図るとともに、各自の防災意識高揚のため、各地域で積極的に防災訓練が実施されるよう努め、災害に強い町づくりを推進する。

(3) 消防防災施設整備

- ① 消防資機材の整備として、非常備消防【永田班】の消防ポンプ車1台を更新し消防力の強化を図る。
- ② 消防水利の整備として、原地区に防火水槽1基を新設し、その他、既設の防火水槽や消火栓等についても点検及び設備の改修を進める。
また、各消防分団や集落からの要望により、消火栓の新設及び消防ホースの更新等を実施し、消防設備の更なる充実を図る。
- ③ 消防団員の個人装備品の整備として、消防団員の活動服を、消防庁が定める基準に基づき更新し、機能性及びデザイン性の向上を図る。
- ④ 防災行政無線のデジタル化により、設備の充実が図られたが、災害時において情報伝達に支障が生じないように、定期的な保守点検、関係職員の動作確認の徹底を行う。
- ⑤ 指定避難所の設備整備として、各地区の公民館等に防災用発電機を計画的に整備する。【R2年度：10施設】

5 交通安全対策

屋久島警察署や関係機関と連携し、交通ルールの遵守及び正しい交通マナーの実践を促進するなど、町民に広く交通安全思想の高揚を図り、交通事故を未然に防ぐため交通安全対策として次の事業を行う。

- ① 各季に交通安全運動を実施するとともに、年間を通じて広報活動を行い、町民の交通安全に対する意識高揚に努める。
- ② 警察署、交通安全協会、安全運転管理協議会等関係機関と連携し、各種実技指導等を開催し交通安全教育の指導を徹底する。
- ③ 飲酒運転の撲滅や若者の運転マナー、シートベルト着用の徹底強化に努める。
- ④ 高齢者の交通事故を防止するため、鹿児島県が行う巡回交通安全教室等を利用し、高齢者の交通安全に対する意識の高揚に努める。
- ⑤ 関係機関と町内各地の道路診断や危険箇所の点検を行い、カーブミラーを設置するなど交通安全施設の充実を図る。
- ⑥ 交通事故に遭遇した際の補償のため、交通災害共済の加入促進を図る。
- ⑦ 町内小学校新入学児童の登下校時の交通安全を図るため、黄色帽子及び黄色ランドセルカバーを配布する。

6 空港管理及び気象観測業務

鹿児島県から受託する屋久島空港管理業務及び福岡管区气象台から受託する航空気象観測業務を適正に行う。

【 政策推進課 】

屋久島町では、「新町まちづくり基本計画」を基に、平成22年3月に平成30年度までの「第一次屋久島町振興計画」を策定し、計画に基づき合併後の町政を運営してきた。

その後、第一次振興計画を振り返り「加速する人口減少・少子高齢化に備え、限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくり」を新たな10年間の重点目標として設定し、まちづくりミーティング等を開催して「第二次屋久島町振興計画」を令和元年9月に策定した。

今後は、住民と行政がともに考え行動する協働のまちづくりをとおして、計画の基本理念及び重点目標を実現する施策を推進し、客観的な効果検証を実施する体制を構築していく。

また、「屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は平成31年度までの5か年計画で策定していたことから、新たに人口動向分析に基づく、「屋久島町人口ビジョン」及び「屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しを令和2年3月に行った。

平成29年度から10年間の時限立法として、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（有人国境離島特措法）が施行され、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」が創設され、①離島住民向け航路・航空路運賃の低廉化②物資輸送コストの低廉化③滞在型観光促進④雇用機会の拡充に向けた設備投資や運転資金への支援事業に各課連携して取り組んでいる。

今年度から準住民の対象が拡大され、住民及び準住民として町外に居住している22歳以下の児童・生徒等（島民が扶養している者に限る）の費用負担の軽減を図る目的で航路及び航空路の料金低廉化に取り組む。

また、沖縄・奄美群島からの新たな入込客と交流人口の増加を促進する取組みとして、平成30度から実施しているマルエーフエリー「フェリー波之上」の沖縄・奄美・鹿児島航路の屋久島宮之浦港への4日ごとの寄港を今年度も継続することで、世界自然遺産に登録される予定の奄美地域との連携を深め、世界自然遺産地域めぐりの観光など、減少傾向にある入込客数の増加策として取り組む。

なお、空路については、昨年度実施した屋久島空港の滑走路延伸に係る基本計画案について、町民からの意見をいただくパブリック・インボルブメントによる意見を集約し、屋久島空港ジェット化早期事業化に向け、国・県・関係機関との更なる連携を図りたい。

政策推進課において、本年度実施する各種事業は次のとおり。

○保有する土地・建物の適正な管理に努め、春田定住促進団地分譲地や、未利用地等の財源確保に向けた売却等を積極的に進めるとともに、課題である公共施設の老朽化対策は、人口減少や少子化などによる公共施設の需要の変化や、財政状況がさらに厳しくなることが予測されることから、公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点で除却、統廃合、長寿命化等の対策による再編整備・保有総量の縮小を図るため、公共施設の個別施設計画を策定し、将来の財政負担の軽減・平準化を図り、公共サービスの質の向上に努める。

○旧支所庁舎は、これまでの検討結果を踏まえて、周辺施設の配置状況や建物の劣化具合、維持管理費用等の軽減を図るため、老朽化の激しい旧宮之浦支所は解体して、跡地再整備の検討を進める。また、旧尾之間支所は長期的な活用を見据え、建物の耐震診断結果に応じて、建物の多目的化や民間活用の提案募集など、さらに具体的に取り組む。

○町政の拠点となる本庁舎は、公務の適正な執行と来庁者の安全を確保するため、庁舎の適正な維持管理に努めるとともに、住民や本町を訪れる方々の交流拠点として、地域の情報発信やホール等の使用促進に努める。

○憩いの森公園は、利用者が安全に、安心して利用できるよう適正な維持管理に努め、老朽化により取壊した遊具の更新を図る。

○公共施設の災害に起因する損害や、公用車の事故に対応するため、全国自治協会の相互救済事業に共済委託をおこない、円滑な共済事務の処理に努める。

○入札契約事務は、引き続き適正に入札制度を運用するとともに、電子入札システムを利用する案件の拡大等に向けて検討を進める。

○加速する人口減少・少子高齢化に対応する今後10年間の「第二次屋久島町振興計画」を策定し、同時に見直しを行い改定した「屋久島町人口ビジョン」及び「屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進する具体策のひとつとして、屋久島高校魅力化プロジェクトと称して、屋久島高校町外高校生受け入れ事業と屋久島町公営塾開講を検討するための住民等ニーズ調査を実施する。

○小杉谷閉村50周年となることから、屋久島森林管理署等との共催による記念式典の開催及び小杉谷・石塚集落跡保全活用検討委員会での議論を基に今後の利活用ビジョンを策定する。

○利用しやすい港湾・空港を目指し、各種勉強会を関係機関と行い、クルーズ船対応の港湾施設の整備と屋久島空港ジェット化の早期事業化に向け、県・国との連携を強化して取り組む。

○統計調査は、10年度に一度の大規模調査となる国勢調査の年であり、調査については、調査員と連携して適正かつ円滑な調査の実施を推進する。

以下、費目ごとの主な内容と予算額については、次のとおりです。

① 財産管理経費

・旧宮之浦支所解体・非常用電源改修設計業務	委託料	7,900千円
・憩いの森コンベンション遊具1基	工事請負費	8,000千円
・旧尾之間2号住宅解体	工事請負費	1,720千円

② 企画経費

・屋久島町総合戦略推進会議(1回)	報酬・費用弁償	125千円
・小杉谷・石塚集落跡保全活用検討委員会(3回)	報酬・費用弁償	636千円
・地域みらい留学ネットワーク事業	旅費・負担金	1,360千円
・屋久島空港利用促進協議会	負担金	580千円
・全国離島交流野球大会(中学生対象:香川県小豆島)	負担金	2,000千円
・航路・航空路運賃低廉化事業	負担金	51,858千円
・奄美航路開設・運行事業	負担金	2,625千円
・町外高校生受入支援金	補助金	1,530千円

③ 統計調査経費

・工業統計調査経費	調査員報酬等	162千円
・経済センサス一活動調査経費	調査員報酬等	129千円
・国勢調査経費	調査員報酬等	6,885千円

○財政運営について

令和2年度予算は、普通交付税の合併算定替措置が終了したため、一本算定による交付額となることから、引き続き徹底した歳出削減と、町税の徴収強化をはじめとする自主財源の確保を課題として予算編成に取り組んだ。

結果、昨年度に引き続き行われる光ファイバーケーブルの敷設事業や香附子団地の機能性向上事業、新たに図書システムの導入事業も計上されたが、大規模な災害復旧費の予算が計上されていないことや、光ファイバーケーブル敷設事業の事業費が減となったことにより、一般会計当初予算総額は9,945,000千円と、前年度から329,000千円の減額（対前年度比3.2%減）となった。また、普通交付税の一本算定化の影響や会計年度任用職員制度への移行、社会福祉に係る扶助費の増などにより、財政調整基金を394,458千円（同62,987千円増）繰入れての編成となった。

歳出の主な増減要因を性質別にみる。人件費の増（+215,483千円：対前年度比+14.9%）については、会計年度任用職員制度の開始に伴い、今まで物件費で支出していた賃金及び社会保険料等の共済費が人件費に移ったことが挙げられる。また、制度の移行に伴い基本的な給与・報酬の額が引き上げられたことも影響している。普通建設事業費の減（▲174,657千円：同▲12.4%）については、光ファイバーケーブル敷設事業の事業費減により、311,000千円減ったことが大きく、城の川橋梁整備事業、暮らし体験住宅5号棟建築事業、図書館システム導入事業の増額分を上回り、前年度と比べ大幅減となった。災害復旧費の減（▲270,640千円：同▲100.0%）については、平成30年9月に被災した永田港の復旧費が皆減したことによる。その他、徐々に利用者が伸びつつある「屋久島町だいすき基金」を前年度までの実績を基に、当初予算から計上したことで積立金が増加（+76,195千円：同+51.5%）した。

次に目的別にみると、災害復旧費の減（▲270,640千円：対前年度比▲100.0%）や年間償還額が多額であった「クリーンサポートセンター」建設にかかる廃棄物対策事業債の償還が終了した公債費の減（▲214,625千円：同▲14.0%）の影響が大きく見られる。しかしながら、民生費の増（+150,199千円：同+6.0%）は止まることがなく、生活保護に係る扶助費の増や医療・介護に係る繰出金の増、昨年度より開始された幼児保育無償化などにより前年度を大きく上回った。総務費については、性質別でも触れた光ファイバーケーブル敷設負担金の減（▲311,000千円）により減額となったが、会計年度任用職員による人件費の増や暮らし体験住宅5号棟建築といった事業費増の要因もあり、減額幅は小規模なものとなった。

一方、歳入では、町債の減が394,400千円（対前年度比▲31.9%）となった。これは昨年度計上した光ファイバーケーブル敷設に伴う合併特例債（238,500千円）が全額減となった他、永田港災害復旧に係る災害復旧費負担金の皆減、辺地債の減などによる。繰入金の増180,857千円（同+30.8%）については、だいすき基金繰入金の増等もあるが、財源不足に伴う財政調整基金繰入金の増による影響が大きい。このほか、寄附金の増75,000千円（同+54.3%）等が要因として挙げられる。

自主財源比率は前年度より8.9ポイント増の26.7%となったが、大規模事業に係る町債が大幅減となったことや、繰入金の増が要因となっている。

特別会計については、一般会計からの繰出金・補助金は前年度と比較し45,431千円増となった。主な会計の特徴を挙げる。

上水道事業、農業集落排水事業の公営企業会計については、令和2年度からの地方公営企業法財務適用を開始したが、独立採算を目指し、使用料の値上げや更なる事業効率化を図り、歳出見直しをするなど、健全な事業経営が求められる。

簡易水道事業については、上水道事業特別会計と簡易水道特別会計として再編されることにより、口永良部島分のみでの運用に変更となる。

国民健康保険事業については、平成30年度からの制度変更により鹿児島県と一体となった運営体系になっており、今後も保険税収と医療給付のバランスを注視し、適切な税率改正など安定運営のための取組が求められる。

介護保険事業は、第7期介護保険事業計画の3年目となる。保険給付が右肩上がり増加しており、介護予防への取組強化が求められる。

診療所事業は、運営のもととなる診療収入の増加が見込めないことから厳しい予算見積となり、

一般会計からの繰入金を可能な限り抑制したものとなっているが、結果としては前年度を上回る繰入額となった。

船舶事業は、航路改善計画に基づき、効率的な事業運営に努めるとともに、2か年計画によるフェリー太陽代替船建造が継続実施され、令和3年3月の供用開始に向け着実に進めている。こちらも本年度より公営企業会計の適用を行っている。

最後に、令和2年度は本庁舎移行後の組織機構に合わせた財政の効率化並びに、普通交付税一本算定による財政規模としての歳出削減策を講じるなど、中長期的な視野を持った行財政改革に取り組んでいく。また、公共施設適正管理のため、策定済みの公共施設等総合管理計画を踏まえた個別施設計画の策定を進めるとともに、町の資産・負債などの保有状況を額面で表す地方公会計整備については、前年度までの作成の遅れを取り戻したことから、統一的な基準による財務諸表の分析を行い、財政負担の軽減・平準化を目指して活用を努めてまいりたい。

令和2年度一般会計当初予算案（歳入）

（単位：千円、％）

区 分	R2年度	構成比	H31年度	増減額	増減率
自 主 財 源	2,651,351	26.7	2,434,800	216,551	8.9
町 税	1,264,448	12.7	1,262,769	1,679	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金	25,254	0.3	55,000	△ 29,746	△ 54.1
使 用 料 及 び 手 数 料	178,405	1.8	179,485	△ 1,080	△ 0.6
財 産 収 入	98,854	1.0	100,105	△ 1,251	△ 1.2
寄 附 金	213,000	2.1	138,000	75,000	54.3
繰 入 金	769,684	7.7	588,065	181,619	30.9
繰 越 金	10,000	0.1	10,000	0	0.0
諸 収 入	91,706	0.9	101,376	△ 9,670	△ 9.5
依 存 財 源	7,293,649	73.3	7,839,200	△ 545,551	△ 7.0
地 方 譲 与 税	84,813	0.9	85,096	△ 283	△ 0.3
利 子 割 交 付 金	1,526	0.0	1,434	92	6.4
配 当 割 交 付 金	1,854	0.0	1,599	255	15.9
株式等譲渡所得割交付金	2,350	0.0	1,559	791	50.7
法 人 事 業 税 割 交 付 金	4,510	0.0	0	4,510	#DIV/0!
地 方 消 費 税 交 付 金	198,980	2.0	218,380	△ 19,400	△ 8.9
自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,000	0.0	9,169	△ 6,169	△ 67.3
地 方 特 例 交 付 金	2,948	0.0	1,950	998	51.2
地 方 交 付 税	4,180,000	42.0	4,230,000	△ 50,000	△ 1.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,639	0.0	1,700	△ 61	△ 3.6
国 庫 支 出 金	1,167,826	11.7	1,279,029	△ 111,203	△ 8.7
県 支 出 金	803,603	8.1	774,284	29,319	3.8
町 債	840,600	8.5	1,235,000	△ 394,400	△ 31.9
歳 入 合 計	9,945,000	100.0	10,274,000	△ 329,000	△ 3.2

令和2年度一般会計当初予算案（歳出：目的別）

（単位：千円、％）

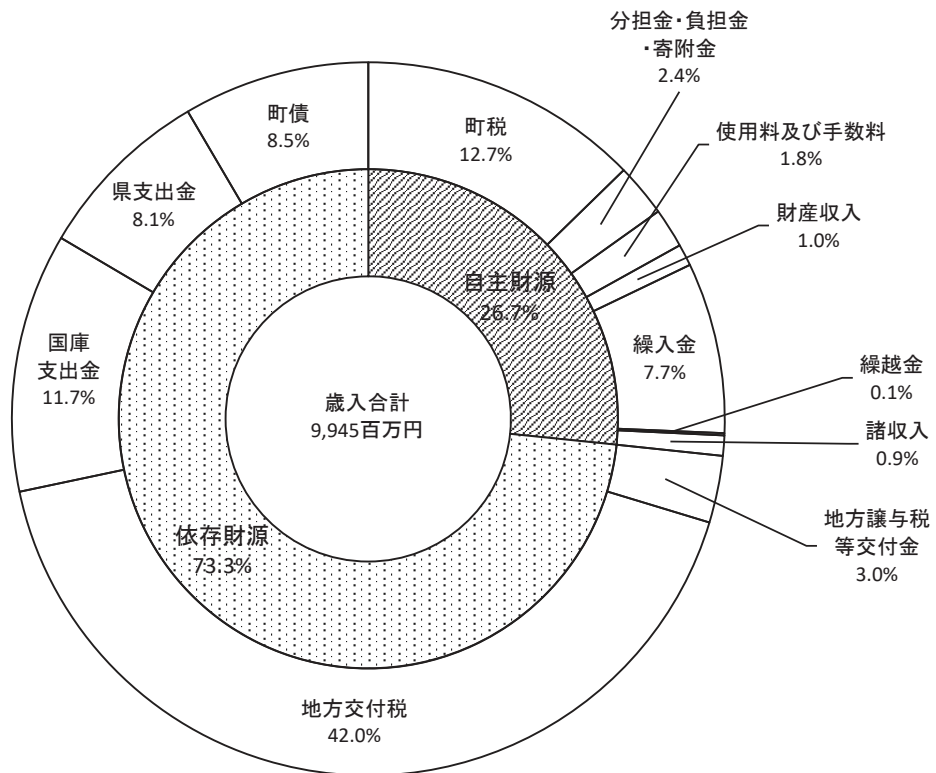
区 分	R2年度	構成比	H31年度	増減額	増減率
議 会 費	109,352	1.1	107,731	1,621	1.5
総 務 費	1,575,519	15.8	1,660,283	△ 84,764	△ 5.1
民 生 費	2,652,907	26.7	2,502,708	150,199	6.0
衛 生 費	1,305,200	13.1	1,290,800	14,400	1.1
労 働 費	17	0.0	35	△ 18	△ 51.4
農 林 水 産 業 費	808,291	8.1	764,639	43,652	5.7
商 工 費	294,335	3.0	270,780	23,555	8.7
土 木 費	508,293	5.1	482,172	26,121	5.4
消 防 費	429,613	4.3	463,590	△ 33,977	△ 7.3
教 育 費	900,073	9.1	892,286	7,787	0.9
災 害 復 旧 費	0	0.0	270,640	△ 270,640	△ 100.0
公 債 費	1,321,688	13.3	1,536,313	△ 214,625	△ 14.0
諸 支 出 金	34,564	0.3	25,920	8,644	33.3
予 備 費	5,148	0.1	6,103	△ 955	△ 15.6
歳 出 合 計	9,945,000	100.0	10,274,000	△ 329,000	△ 3.2

令和２年度一般会計当初予算案（歳出：性質別）

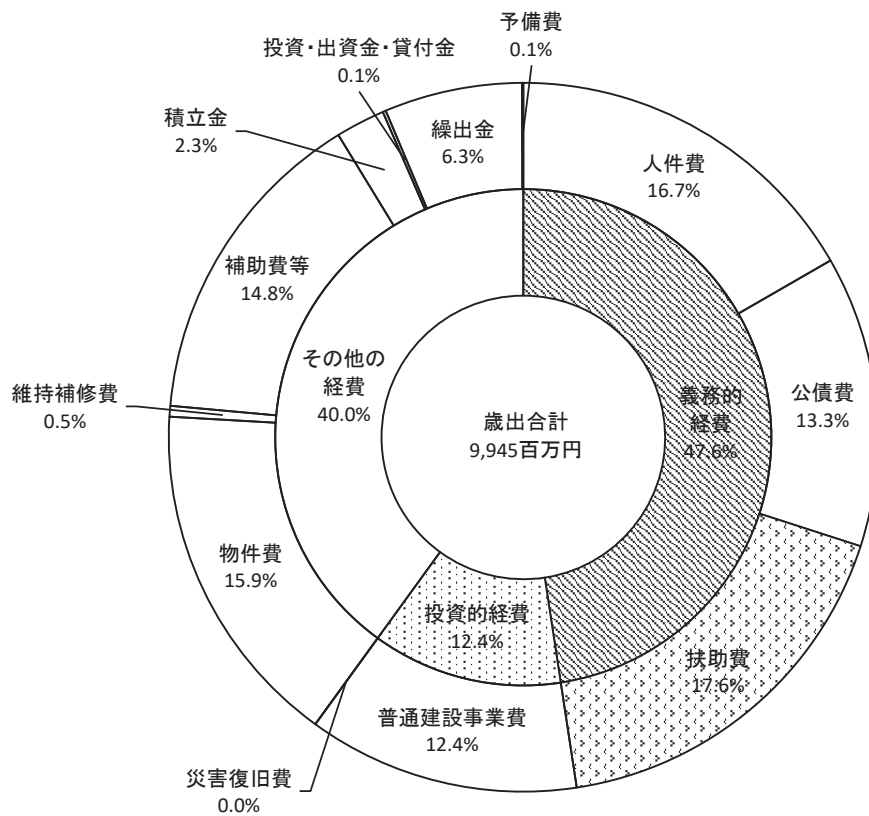
（単位：千円、％）

区 分	R2年度	構成比	H31年度	増減額	増減率
義 務 的 経 費	4,732,633	47.6	4,588,887	143,746	3.1
人 件 費	1,659,692	16.7	1,444,209	215,483	14.9
公 債 費	1,321,688	13.3	1,536,313	△ 214,625	△ 14.0
扶 助 費	1,751,253	17.6	1,608,365	142,888	8.9
投 資 的 経 費	1,233,367	12.4	1,678,664	△ 445,297	△ 26.5
普 通 建 設 事 業 費	1,233,367	12.4	1,408,024	△ 174,657	△ 12.4
災 害 復 旧 費	0	0.0	270,640	△ 270,640	△ 100.0
そ の 他 の 経 費	3,979,000	40.0	4,006,449	△ 27,449	△ 0.7
物 件 費	1,584,957	15.9	1,732,372	△ 147,415	△ 8.5
維 持 補 修 費	48,573	0.5	49,792	△ 1,219	△ 2.4
補 助 費 等	1,476,141	14.8	1,270,536	205,605	16.2
積 立 金	224,117	2.3	147,922	76,195	51.5
投 資 及 び 出 資 金	0	0.0	0	0	#DIV/0!
貸 付 金	14,252	0.1	16,252	△ 2,000	△ 12.3
繰 出 金	625,812	6.3	783,472	△ 157,660	△ 20.1
予 備 費	5,148	0.1	6,103	△ 955	△ 15.6
歳 出 合 計	9,945,000	100.0	10,274,000	△ 329,000	△ 3.2

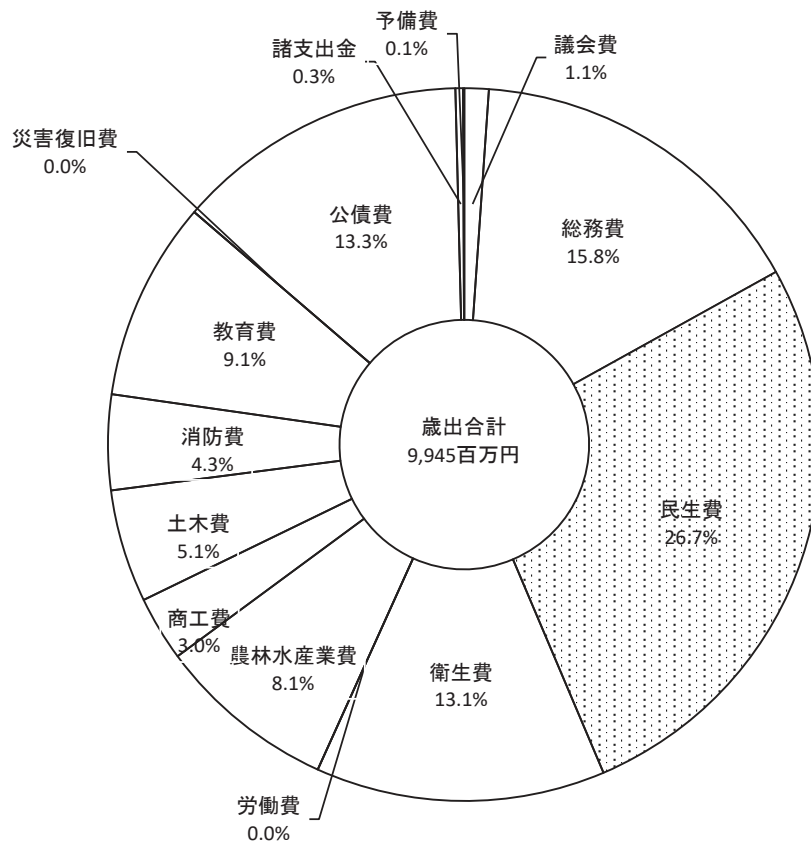
令和2年度一般会計歳入予算案



令和2年度一般会計歳出予算案(性質別)



令和2年度一般会計歳出予算案(目的別)



令和２年度予算における入湯税の充当状況

(歳入)

入湯税

6,988 千円

(歳出)

環境衛生施設、消防施設、観光施設、観光振興に要する経費

175,878 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳						
			特定財源			一般財源			
			国・県 支出金	町債	その他	入湯税	その他		
環境衛生施設の整備	屋久島クリーンサポートセンター設備等修繕	17,570	11,666			1,263	16,307		
	屋久島クリーンセンター設備等修繕	33,000				2,372	30,628		
	ごみ処理施設整備事業	35,000				1,677	21,657		
	小　　計		85,570	11,666		5,313	68,591		
消防施設の整備	消防車両購入事業	22,000		22,000					
	防火水槽設置事業	8,000		8,000					
	消防施設・水利修繕	2,500						180	2,320
	消火栓設置事業	1,050						75	975
	小　　計		33,550	30,000		255	3,295		
観光施設の整備	湯向温泉整備事業	30,000			30,000				
	各観光施設修繕	1,200						86	1,114
	屋久杉自然館設備等修繕	3,700						266	3,434
	小　　計		34,900		30,000	352	4,548		
観光振興経費	インバウンド事業	3,869	3,003			278	3,591		
	観光パンフレット作成（増刷）	7,681				336	4,342		
	大型クルーズ船歓迎事業	400				29	371		
	サイクリング屋久島負担金	500				36	464		
	屋久島町里めぐり推進協議会負担金	500				36	464		
	観光緊急対策事業	1,280				92	1,188		
	観光誘致促進補助金	500				36	464		
	訪日外国人旅行者受入環境整備事業補助金	4,000				4,000			
	広域観光連携事業負担金	3,128					225	2,903	
	小　　計		21,858	3,003	4,000	1,068	13,787		
合　　計		175,878	14,669	30,000	34,000	6,988	90,221		

令和２年度予算における社会保障財源交付金（引上げ分の地方消費税交付金）の充当状況

(歳入)

社会保障財源交付金（引上げ分地方消費税交付金） 95,109 千円

(歳出)

社会保障４経費その他社会保障施策に要した経費 2,307,125 千円

(※事務費、職員人件費は除く)

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	町債	その他	社会保障財源 交 付 金	その他
社 会 福 祉	障害者福祉事業	406,096	297,730			11,704	96,662
	特別障害児手当給付費	1,242	932			33	277
	障害児支援費	8,815	6,610			238	1,967
	移動支援事業	3,360	2,520			91	749
	障害者等相談支援事業	7,300				788	6,512
	身体障害者日常生活用具給付金	2,000	1,500			54	446
	障害者支援費	377,275	281,591			10,335	85,349
	身体障害者措置費	3,166	2,374			86	706
	特別障害者手当等給付費	2,938	2,203			79	656
	高齢者福祉事業	1,440				156	1,284
	介護人手当	720				78	642
	高齢者保護措置費	720				78	642
	児童福祉事業	895,747	607,705	8,000	10,486	29,114	240,442
	児童手当	195,515	154,812			4,396	36,307
	児童扶養手当	82,320	27,440			5,927	48,953
	児童入所施設措置費	23,640	17,730			638	5,272
	子どものための教育・保育給付（保育所園運営費）	551,864	389,754		10,486	16,377	135,247
	子ども育てのための施設等利用給付費	2,846	2,133			77	636
	特別保育事業	14,355	9,570			517	4,268
	放課後児童健全育成事業	9,400	6,266			338	2,796
	進要保護児童生徒援助費助成金	15,807		8,000		843	6,964
	母子福祉事業	14,861	855			1,513	12,493
	母子家庭高等技能訓練促進費給付金	600	450			16	134
	健康診査	17				2	15
	妊婦・乳幼児健診	10,241				1,106	9,135
	母子集団検診	693				75	618
	乳幼児精密健康診査	45				5	40
	乳幼児歯科健診	585				63	522
	新生児聴覚検査	255				28	227
	産婦健康診査	810	405			44	361
	乳幼児発達相談セラピスト派遣	35				4	31
	妊婦健診補助金	750				81	669
	不妊治療旅費補助金	700				76	624
	新生児聴覚検査費補助金	30				3	27
	産婦健康診査補助金	100				11	89
	生活保護扶助事業	380,000	284,550			10,309	85,141
	生活保護扶助費	380,000	284,550			10,309	85,141
	小 計	1,698,144	1,190,840	8,000	10,486	52,796	436,022

社会保険	国民健康保険事業	154,437	84,499			7,554	62,384
	国民健康保険事業特別会計繰出金（保険基盤安定：保険料軽減分）	75,694	56,770			2,044	16,880
	〃（保険基盤安定：保険者支援分）	36,973	27,729			998	8,246
	〃（出産育児一時金分）	8,400				907	7,493
	〃（財政安定化支援分）	33,370				3,604	29,766
	介護保険事業	208,764	25,298			19,816	163,650
	介護保険事業特別会計繰出金（介護給付分）	166,064				17,936	148,128
	〃（保険料軽減分）	32,398	25,298			767	6,333
	〃（地域支援事業分）	10,302				1,113	9,189
	後期高齢者医療事業	62,137	46,602			1,678	13,857
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金（保険基盤安定分）	62,137	46,602			1,678	13,857
	小計	425,338	156,399			29,048	239,891
	医療施策事業	106,734	52,200	500		5,836	48,198
	ひとり親医療費助成金	6,000	3,000			324	2,676
	更生医療給付費	30,000	22,500			810	6,690
保健衛生	療養介護医療給付費	6,000	4,500			162	1,338
	育成医療給付費	600	450			16	134
	重度身体障害者医療費助成金	37,200	18,600			2,009	16,591
	臓器機能障害者旅費助成金	1,134		500		68	566
	乳幼児医療費助成金	25,200	3,150			2,382	19,668
	準要保護児童生徒医療費助成金	600				65	535
	感染症その他の疾病予防対策事業	24,413				2,637	21,776
	結核健診	1,458				157	1,301
	各種予防接種	22,955				2,479	20,476
	健康増進事業	23,173	944		7,185	1,625	13,419
	各種検診	21,737	806		7,185	1,485	12,261
	児童耳鼻咽喉科検診	732				79	653
	児童各種検診	394	69			35	290
	生徒各種検診	310	69			26	215
	診療所事業	29,323				3,167	26,156
	診療所事業特別会計繰出金（施設維持管理経費を除く）	29,323				3,167	26,156
	小計	183,643	53,144	500	7,185	13,265	109,549
合計		2,307,125	1,400,383	8,500	17,671	95,109	785,462

【観光まちづくり課】

観光まちづくり課は、屋久島憲章、振興計画基本構想、観光基本計画に基づき、自然資源の保護と地域振興が調和する屋久島らしい地域づくりを推進するため、個人・関係機関・地域団体と連携し次の各施策に取り組む。

1 地域活性化対策経費

ふるさと納税については、地元産品による返礼品の種類増加や、体験型の返礼品の開発、効果的な広告をうつことにより寄付額の増額を目指す。寄付金の用途は、屋久島町だいき基金使途検討委員会において、各課からの要望を検討し充当事業を決定する。

地域おこし協力隊を今年度も新たに採用する予定であり、口永良部島に2名を配置し、島の観光案内や軽度の生活支援、島のマンパワーとしての活躍に期待します。屋久島へは昨年度から引き続きの2名に1名追加し、移住希望者のサポートや、移住関係ホームページの更新など移住関連に取り組みます。

移住・定住の促進対策としては、その他に暮らし体験住宅5号棟の建設や新たに移住促進家賃等補助金により移住者の増加を図ります。また、空き家バンク制度の創設に向けて検討を行います。

「屋久島町集落の未来創生事業」が令和元年度で終了したことに伴い、新たに「集落の活力アップ交付金」を制定し、各集落が自主的に取り組む地域課題の解決を支援します。

移住・定住の促進対策としては、暮らし体験住宅5号棟の建設や新たに移住促進賃貸住宅家賃等補助金により移住者の増加を図ります。

地域間交流としては、青森県青森市、大分県日田市及び熊本県菊陽町との友好盟約に基づいた交流を深めます。また、本年度は浪岡北島まつりへの屋久島太鼓の派遣も計画しております。

男女共同参画については、本町で2名委嘱されている鹿児島県男女共同参画地域推進員と協力して、男女共同参画社会の実現を目指します。

ふるさと納税関係経費	手数料他	81,500 千円
地域おこし協力隊員受入事業	報酬・その他	19,470 千円
暮らし体験住宅5号棟建設事業	工事費他	32,500 千円
移住促進家賃等補助金	補助金	510 千円
集落の活力アップ交付金	交付金	14,100 千円
まち・ひと・しごと創生補助金	補助金	3,000 千円
すぎなみフェスタ・日田天領まつり経費	旅費他	828 千円
屋久島太鼓浪岡北島まつり派遣事業	委託料他	3,498 千円
一般コミュニティ助成事業（2集落 安房・小島）	助成金	5,000 千円

2 環境対策費

(1) 屋久島総合自然公園管理事業

ヤクシマシクナゲをはじめとした屋久島の固有・希少植物の保護増殖を目的とした野生植物園の運営、広場及び野外ステージなどの公園管理を行います。

また、園内にある特殊公衆浴場温泉施設「ゆのこのゆ」の管理運営を行い、町民及び観光客の利用促進に努めてまいります。

<自然公園・植物園>

歳入

屋久島総合自然公園使用料	119 千円
苗木売払収入	540 千円
社会保険・雇用保険料（個人負担）	727 千円
合計	1,386 千円

歳出

会計年度任用職員雇用経費	9,312 千円
需用費	1,046 千円
役務費	48 千円
委託料	519 千円
土地使用料	492 千円
原材料費	240 千円
合計	11,657 千円

<ゆのこのゆ>

歳入

屋久島総合自然公園温泉使用料	651 千円
雇用保険料（個人負担）	6 千円
ゆのこのゆ物品売払収入	5 千円
合計	662 千円

歳出

会計年度任用職員雇用経費	1,977 千円
需用費	658 千円
役務費	85 千円
放送受信料	26 千円
合計	2,746 千円

(2) 屋久島町青少年研修センター管理事業

青少年及び教育団体等の健全育成として、東京環境工科専門学校をはじめ、屋久島に関する調査を行う団体等に貸出しするために必要な維持管理を行う。

一湊研修センター使用料	13 千円
需用費	130 千円
手数料	36 千円

(3) エコツーリズム推進事業

屋久島憲章の理念に基づいた、屋久島の自然や文化の保全と持続的な活用により、地域振興及び観光推進に努めるため、屋久島エコツーリズム推進協議会事務局として、全体構想見直しに取り組んでまいります。

また、エコツアー法の適用を目指し、前年度設置したウミガメ保護利用専門部会で協議してきた永田浜の観察会をはじめとする保護利用のあり方を試行的に取り組んでまいります。

<エコツーリズム>

公認ガイド公認証（記章・身分証）	40 千円
エコツーリズム推進協議会負担金	85 千円

<ウミガメ保護監視>

（県）ウミガメ保護監視員設置事業補助金	603 千円
だいすき基金充当	3,000 千円
旅費	26 千円
消耗品費	70 千円
ウミガメ保護監視員業務委託	4,206 千円
（永田前浜、いなか浜、栗生浜、サゴシ浜、中間浜、一湊浜、産卵等調査 等）	（一部だいすき基金）
観察会用ライブカメラ等購入	300 千円

(4) 世界自然遺産関係事業

屋久島世界遺産地域管理計画に基づき、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する関係行政機関と連携を図ります。

また、国内の世界自然遺産地域を抱える自治体で構成する世界自然遺産地域ネットワーク協議会として、遺産地域の価値の創造に努めてまいります。

<世界自然遺産地域連絡会議>

旅費	79 千円
----	-------

<世界自然遺産地域ネットワーク>

旅費	320 千円
----	--------

(5) ユネスコエコパークの取組み

平成 28 年 3 月に拡張登録が認められた、屋久島・口永良部島ユネスコエコパークとして、管理運営計画やロゴマークの策定に向けた取組を、口永良部島を先行して行います。

国内に 10 地域登録されている、ユネスコエコパーク登録地と連携を図る日本ユネスコエ

コパークネットワーク活動により、情報発信や普及活動を行い、観光推進を図ります。

旅費	410 千円
手数料（HP製作・ロゴマークデザイン）	700 千円
	（だいすき基金）
日本ユネスコエコパークネットワーク負担金	100 千円

（６）ラムサール条約登録湿地関係

旅費	140 千円
ラムサール条約登録市町村会議負担金	20 千円

（７）権限移譲事務

県ウミガメ保護条例ウミガメの捕獲行為等の許認可事務及び鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づく国立公園内における各種行為の許可申請に係る進達業務を行います。

自然公園法及び県立自然公園条例関係	209 千円
県ウミガメ保護条例関係	39 千円

（８）自然に親しむ集い

国立公園の健全な利用と価値を町民に普及するために、環境省、屋久島環境文化財団と連携して自然に親しむ集い（各１回）を開催します。

講師謝金	10 千円
手数料	46 千円
保険料	3 千円

（９）屋久島学ソサエティの活動支援

町民と研究者が屋久島学を通じて連携し、地域の課題解決と地域づくりに向けた付加価値化につなげる屋久島学ソサエティの運営を支援します。

（10）その他

<だいすき基金充当事業>

山岳部において発生した、豪雨災害による登山者孤立を受け、主な登山口に備蓄品等を設置します。

災害備蓄品購入	1,480 千円
非常用発電機	750 千円

３ 山岳部保全対策費

平成 29 年に統合発足した屋久島山岳部保全利用協議会の事務局として、世界自然遺産屋久島山岳部環境協力金事業を運営して山岳部の保全と利用に係る施策を協議します。

なお、町事務局では山岳部保全協力金の収受管理、し尿搬出業務の執行、バイオトイレ・淀川登山口トイレ・携帯トイレブースの管理など施設の維持管理を行い、現地事務局では職

員管理を主に行います。

歳入

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金	50,000 千円
世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金繰入金	50,000 千円
弁償金	1,200 千円
合計	101,200 千円

歳入

山岳部環境保全協力金制度検討部会	153 千円
高額寄附者お礼	36 千円
消耗品費	5,893 千円
光熱水費	106 千円
修繕料	1,500 千円
ポケットリーフレット印刷	150 千円
HPサーバー・ドメイン	9 千円
山岳部し尿搬出経費（高塚・新高塚・鹿之沢・石塚・淀川）	15,175 千円
使用済携帯トイレ回収	405 千円
登山口トイレ汲取り料（淀川・荒川）	1,020 千円
自然館前駐車場トイレ汲取り料	400 千円
山岳部トイレ清掃業務委託	1,969 千円
バイオトイレ維持管理委託	750 千円
屋久島山岳部保全利用協議会運営負担金	33,000 千円
世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金積立金	51,200 千円
合計	111,766 千円

4 観光費

平成 27 年度に策定した屋久島町観光基本計画では、エコツーリズムによる世界自然遺産「屋久島」の価値創造と観光立町を基本理念に、数値目標として令和 2 年度の入込客数を 350,000 人に設定しているところであるが、平成 30 年度は 280,336 人と前年度比 94.7%（▲15,636 人 ▲5.28%）と低迷しており、令和元年度は 5 月に発生した豪雨災害（風評被害）や韓国外交の悪化、LCC の台頭による他観光地との交通費条件不利なども相まって、4 月～12 月の入込客数は前年度比 91.0% の 208,071 人（▲20,458 人 ▲9.0%）と著しく減少しており、観光地としての魅力の低下が懸念されている。

このような中、屋久島町観光基本計画に掲げる入込客数 35 万人目指し、次の基本方針に基づいた施策を展開するため、屋久島観光協会をはじめとする各団体と密に連携を図るほか、屋久島町観光推進会議を発足し施策の具現化と推進体制の強化に取り組む。

■エコツーリズムの島「屋久島」から世界に誇れるワンランク上の観光まちづくり

- 地域資源（ヒト・モノ・カネ）の融合による循環する仕組みづくり
- 満足度向上につながる受入基盤・環境の整備と情報発信
- 「島いここ」の精神によるおもてなし
- 協働による広域的・横断的ネットワーク体制づくり
- 自然の鼓動を体感する火の島「口永良部島」の活用

（１）観光情報の発信に関する事項

観光地間競争が激化する中で、旅行先を選定するための“旅マエ”情報の提供が非常に重要なポイントとなることから、本町が有する圧倒的な自然景観に加え、文化、食、体験等、里地から山岳まで幅広く情報を提供するために、離島活性化交付金を活用し、直感的に「行きたい」と思われる訴求効果の高い新観光パンフレットとポスターを制作し、紙媒体のみならず、デジタルパンフレットによりWEBも活用して広くPRに努める。

また、SNS（インスタグラム、フェイスブック）の運営により、世界へ向けて本町の魅力PRに努める。

航空路の搭乗率を向上する商品の販売促進を行う予定である。

【歳入】款：国庫支出金 項：国庫補助金 目：商工費国庫補助金	
節：商工費補助金	
細節：離島活性化交付金（国 50%）	3,623 千円

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：需用費	
細節：印刷製本費	
◆観光パンフレット 60,000 部	6,006 千円
◆観光PRポスター（日本語）600 枚	370 千円
◆ 〃 （英語版）300 枚	270 千円
節：委託料	
細節：観光パンフレット等制作業務委託（ポスターデザイン制作）	500 千円
節：役務費	
細節：手数料（観光パンフレットデジタル化）	100 千円
事業費計	7,246 千円

（２）滞在型観光促進事業に関する事項

平成 29 年度から開始した特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の滞在型観光促進事業は、「もう一泊」したいと思わせる効果のある地域性、独自性のある着地型観光商品の開発と販売に取り組む。今年度は宿泊と体験がセットとなった商品の販売促進を行う予定である。

【歳入】款：県支出金 項：県補助金 目：商工費県補助金	
節：商工費補助金	
細節：地域社会維持推進交付金（国 55%、県 10%）	13,000 千円

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：委託料	
細節：滞在型観光促進業務委託	20,000 千円

（3）教育旅行誘致事業に関する事項

屋久島憲章や屋久島環境文化村構想を基本とし、世界自然遺産、ユネスコエコパーク、ラムサール条約登録地として、エコツーリズムにより類まれな自然環境の保全と利用を体験できる強みを生かし、環境教育をテーマとした教育旅行誘致促進のため、離島活性化交付金を活用して体験メニュー等の案内動画を制作し、ディスク媒体やWEBにより情報発信する。

【歳入】款：国庫支出金 項：国庫補助金 目：商工費国庫補助金	
節：商工費補助金	
細節：離島活性交付金（国 50%）	1,500 千円

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：委託料	
細節：観光PR動画制作業務委託（教育旅行案内動画）	3,000 千円

（4）他地域と連携した観光振興

①福岡市・九州離島広域連携協議会

平成 28 年度から開始した福岡市と直行航路・航空路のある離島で組織する当該協議会においては、令和元年度をもって地方創生推進交付金事業を完了したところであるが、直行便の認知度向上と交流人口の増加を図るため、ポータルサイトである Re 島チャンネルを引き続き運営する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細節：普通旅費（総会、担当者会）	316 千円
節：負担金、補助及び交付金	
細節：広域観光連携事業負担金	
◆福岡市・九州離島広域連携協議会負担金	228 千円
事業費計	544 千円

②指宿・屋久島広域観光推進協議会

高速船で繋がる指宿・屋久島の周遊観光を促進するため、両地域の特色を最大限に活かした観光ルートのPRや旅行会社へのプロモーションを実施する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細節：普通旅費（事業協議）	52 千円
節：負担金、補助及び交付金	
細節：広域観光連携事業負担金	
◆指宿・屋久島広域観光推進協議会負担金	500 千円
事業費計	552 千円

③熊毛地域教育旅行誘致対策協議会

鹿児島県熊毛支庁を事務局として、熊毛地域1市3町の共同により、関東地区、関西地区への誘致活動を実施する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細節：普通旅費（総会）	8 千円
節：負担金、補助及び交付金	
細節：広域観光連携事業負担金	
◆熊毛地域教育旅行誘致対策協議会	100 千円
事業費計	108 千円

④黒潮連携

世界文化遺産を有する鹿児島市、世界自然遺産を有する本町、同じく世界自然遺産登録が見込まれる奄美市と連携し、世界遺産を巡るクルーズ船誘致活動を実施する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細節：普通旅費（事業協議、ポートセールス、イベント出展）	533 千円

⑤観光かごしま大キャンペーン推進協議会（重点戦略事業）

鹿児島県内各地への観光誘客を図るため、PR活動等広く事業展開されるものであり、その中で重点戦略地域として種子島・屋久島を計上し、観光誘客事業を実施する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細節：普通旅費（主要都市（東名阪福）での商談会等）	319 千円
節：負担金、補助及び交付金	
細節：観光かごしま大キャンペーン推進協議会負担金	
◆通常分	100 千円
◆重点戦略事業分	500 千円
事業費計	919 千円

⑥福岡市との連携プロモーション事業

欧米豪市場において最も訪日旅行者数の多い米国市場へのプロモーションを、福岡市と共同で実施する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：委託料	
細節：プロモーション業務委託（福岡市連携プロモーション）	2,000 千円

⑦鹿児島県との連携プロモーション事業

中国市場において質の高いF I T（個人旅行）層に対し、鹿児島県の魅力をP Rし誘客促進を図るため、鹿児島県観光課が実施する事業に参画するほか、県内自治体での合同商談会へ参加し、本町への誘客促進を図る。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細節：普通旅費（商談会参加）	250 千円
節：負担金、補助及び交付金	
細節：広域観光連携事業負担金	
◆中国市場F I T向けプロモーション事業負担金	300 千円

（5）インバウンド対策事業の実施

国策により年々増加基調にある外国人観光客に対してきめ細やかな対応ができるよう、インバウンド対応専門員を会計年度任用職員として任用し、海外からの問い合わせ対応や英語版総合案内冊子の作成（修正・最新版）などに取り組む。

また、増加する訪日外国人旅行者の中でも、本町は欧米豪地域からの人気が高いことから、当該市場からの更なる誘客を図るため、離島活性化交付金を活用して外国人向けP R動画の制作及びプロモーションを展開する。さらに、東アジア地域では、鹿児島空港に直行路線を有し、かつ、国家間の政治的影響が比較的少ない台湾市場をターゲットとして現地旅行会社との商談会や国際旅行博に出展し、認知度向上と誘客促進を図る。

インバウンド受け入れに当たっては、町内の受入環境整備が重要であることから、翻訳機器導入やH P・施設内表示の多言語化、和式トイレの洋式化、W i F i 環境整備等による受入環境を整備する観光事業者を支援するため、引き続き町単独補助制度を実施する。

【歳入】款：国庫支出金 項：国庫補助金 目：商工費国庫補助金	
節：商工費補助金	
細節：離島活性交付金（国 50%）	5,000 千円

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
人件費（会計年度任用職員）	4,409 千円
節：旅費	

細節：普通旅費（商談会等）	250 千円
節：需用費	
細節：消耗品費（台北国際旅行博用ノベルティ）	200 千円
細節：印刷製本費（英語版総合案内冊子）	1,034 千円
節：委託料	
細節：観光PR動画制作業務委託（外国人向け動画）	5,000 千円
細節：プロモーション業務委託（欧米豪市場プロモーション）	5,000 千円
節：使用料及び賃借料	
細節：会場使用料（台北国際旅行博ブース代）	407 千円
節：負担金、補助及び交付金	
細節：訪日外国人旅行者受入環境整備事業補助金（※だいすき基金活用）	4,000 千円
事業費計	20,300 千円

（6）大型クルーズ船の受け入れ対応

宮之浦港火之上山埠頭には、国内外のクルーズ船が寄港し、5万トン以下の国内船、外国船籍の探検船の寄港は県内では最も多い状況である。離島ならではの観光形態として観光協定を結んでいる屋久島高校情報ビジネス科のほか郷土芸能の活動に取り組んでいる団体の協力を得ながら対応する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：報償費	
細節：報償金（郷土芸能、太鼓等）	400 千円

（7）観光事業者団体等への支援に関する事項

屋久島観光の窓口となる屋久島観光協会と連携し、効率的かつ効果的な業務が遂行できる体制を整える。また、誘客に繋がる各種団体の活動に対し、支援と適切な助言を行う。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：負担金、補助及び交付金	
細節：屋久島観光協会補助金	12,000 千円
細節：サイクリング屋久島負担金	500 千円
細節：屋久島町里めぐり推進協議会負担金	500 千円
細節：観光誘致促進補助金	500 千円
細節：観光推進事業補助金	1,280 千円

5 観光施設整備費

（1）観光施設の維持管理に関する事項

町内の観光施設は、広範囲にトイレ・公園が点在しており、また、老朽化による故障

が相次いでいることから、抜本的な改善と今後の施設のあり方が求められている。既存施設については利用者の安全と衛生保持を基本に、利用者に不便を与えないよう清掃美化に取り組む。一方で、公衆トイレや新たな観光施設の整備については、地域要望があることから、維持管理の在り方や施設の必要性などの計画的な検討を行う。

ヤクスギランド、白谷雲水峡は本町の主要な観光地であることから、その管理については、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会と連携を図り、安全を最優先に利便性の向上に努める。

【歳入】 款：使用料及び手数料 項：使用料 目：商工使用料	
節：志戸子ガジュマル公園入園料（15,000人×240円）	3,600千円
款：諸収入 項：雑入 目：雑入	
節：商工費雑入	
細節：電話使用料（志戸子ガジュマル公園、青少年旅行村）	3千円
細節：観光施設トイレチップ（千尋の滝公衆トイレ）	
◆千尋の滝公衆トイレ	800千円
◆ヤクスギランド休憩施設トイレ	2,400千円

【歳出】 款：商工費 項：商工費 目：観光施設整備費	
人件費（会計年度任用職員）	
◆志戸子ガジュマル公園受付・清掃	4,955千円
◆石楠花の森公園管理	591千円
◆各公衆トイレ清掃（5箇所）	2,620千円
◆その他観光施設除草・山岳倒木処理等	646千円
節：需用費	
細節：消耗品費（トイレトーパー等一括）	1,200千円
細節：光熱水費（一括）	1,441千円
細節：修繕料（資外）（観光施設維持補修、公用車車検）	850千円
細節：燃料費（公用車・草刈機燃料一括）	325千円
節：役務費	
細節：通信運搬費（志戸子ガジュマル公園電話料金）	24千円
細節：手数料	
◆各トイレ浄化槽法手検査	92千円
◆各トイレし尿・浄化汚泥汲取り	1,150千円
◆観光施設倒木処理等	301千円
細節：保険料（公用車自賠責保険）	8千円
節：委託料	
細節：公共施設管理公社委託（南部観光施設維持管理）	3,129千円
細節：町有施設管理委託	
◆鯛之川原生林観察の森整備施設維持管理	1,368千円

◆各施設清掃等	1,455 千円
節：使用料及び賃借料	
細節：重機借上料（観光施設整備）	100 千円
細節：土地使用料	
◆国有地（各観光施設）	79 千円
◆民有地（ガジュマル公園駐車場敷）	40 千円
節：原材料費	
細節：工事材料費（観光施設修繕材料）	200 千円
細節：加工用原材料費（看板等制作・維持管理材料）	100 千円
節：公課費	
細節：自動車重量税（所管公用車）	9 千円

（２）温泉施設の維持管理に関する事項

町内の温泉施設について、衛生面や温泉法に基づく適正な管理のために必要な支援を引き続き行うこととし、本村温泉は指定管理契約により、地域に親しまれる善良な管理を行う。

また、老朽化により建屋の維持管理が困難な湯向温泉については、隣接地への建替え整備を実施する。寝待温泉については、自然災害の影響により今後の利用が危ぶまれる状態が継続していることから、地域の要望を踏まえつつ今後の方向性について検討する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光施設整備費	
節：委託料	
細節：町有施設管理委託	
◆本村温泉管理	1,560 千円
◆温泉道路・トイレ清掃委託（平内・湯泊）	220 千円
節：使用料及び賃借料	
細節：船舶借上料（湯向温泉整備工事管理）	280 千円
節：工事請負費	
細節：工事請負費（事業用建物）湯向温泉整備工事 （公共施設整備基金、だいすき基金活用）	30,000 千円

（３）山岳部トイレ等維持管理に関する事項

町有の高塚避難小屋及び付帯トイレに加え、県から受託している登山歩道、県営避難小屋、山岳トイレの維持管理について、関係する機関・団体などと連携を図りながら、設備の不具合による利用停止が生じないように、定期的な点検を行う。

【歳入】款：県支出金 項：委託金 目：商工費委託金	
節：商工費委託金	
細節：県営避難小屋及び山岳トイレ管理事業	12,859 千円

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光施設整備費	
節：需用費	
細節：修繕料（資外）（山岳施設維持補修）	250 千円
節：委託料	
細節：町有施設管理委託（高塚小屋及び付帯トイレ維持管理）	150 千円
細節：県営避難小屋管理委託（各避難小屋及び付帯トイレ、登山道）	3,780 千円
細節：県営山岳トイレ等管理委託（大株歩道入口トイレ）	7,945 千円

（４）海水浴場の管理に関する事項

町内３カ所の海水浴場における水難事故の未然防止のため、シーズン中に監視業務員を配置するとともに、地域の協力を得ながら利用者に不便を与えることのない管理を行う。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光施設整備費	
人件費（会計年度任用職員：栗生、春田浜）	1,981 千円
節：役務費	
細節：手数料（一湊海水浴場サメ除けネット設置・保安管理）	480 千円
節：委託料	
細節：町有施設管理委託	
◆一湊海水浴場管理（トイレ及び場内清掃）	317 千円
◆一湊海水浴場監視業務	1,432 千円
節：使用料及び賃借料	
細節：重機借上料（海水浴場整備）	150 千円

6 屋久杉自然館管理費

「屋久島のすべてを語る総合博物館」として、歴史や文化に限らず観光情報等の発信に努めると共に、「地域の博物館」として教育機関をはじめ広く町民から利用される施設として、収支バランスを踏まえつつ展示の充実を図り、次世代に引き継ぐべき貴重な収蔵資料の保存と活用を行う。

また、開館30周年を記念した特別展示や、利用の増加を図るイベントを開催するほか、展示品のインバウンド対応について検討を進める。

施設の管理面においては、入館者に不快感を与えないよう雨漏り補修を行い、施設の長寿命化に取り組む。

【歳入】款：使用料及び手数料 項：使用料 目：商工使用料	
節：屋久杉自然館使用料	
細節：屋久杉自然館入館料	12,485 千円
細節：屋久杉自然館施設使用料	5 千円
節：行政財産占用料	
細節：行政財産占用料（館内外自動販売機設置）	73 千円

款：財産収入 項：財産売払収入 目：物品売払収入	
節：物品売払収入	
細節：屋久杉自然館書籍等売払収入	6,629 千円
歳入合計	19,192 千円

【歳出】【歳出】 款：商工費 項：商工費 目：屋久杉自然館管理費	
人件費（館長、運営協議会委員、会計年度任用職員）一括	22,180 千円
維持管理運営費（一括）	12,464 千円
雨漏り補修費（節：需用費 細節：修繕料（資外））	3,500 千円
写真コンテスト・オリジナルカレンダー制作 （節：需用費 細節：印刷製本費）	503 千円
館内W i F i 環境整備（節：委託料 細節：ネットワーク環境構築業務委託）	1,200 千円
キャッシュレス決済端末導入（節：備品購入費 細節：備品購入費（資外））	200 千円
歳出合計	40,047 千円

【町民課】

1 戸籍・住民基本台帳事務等

戸籍法及び住民基本台帳法、番号利用法等の関係法令に基づき適正かつ丁寧で迅速な対応に努めるとともに、個人情報保護の観点から本人確認を厳格に行う。

（１）住民基本台帳事務等

各種証明書の発行時に、届出者や請求者の本人確認をはじめ申請書の審査を適正に行い、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護する。

また、マイナンバー制度によるマイナンバーカードに係る有効性の情報発信や、カード管理に努め、カード交付に遅滞なく対応し制度の円滑な運営に寄与する。

本年度の住民基本台帳事務等については、以下のとおりである。

- ① 住民基本台帳及び住基ネットシステムの適正な整備と維持、管理
- ② マイナンバーカード取得の推進及び交付、更新（電子証明含む）
- ③ 転入転居時、戸籍変更時の異動情報の入力やカードへの追記作業
- ④ 印鑑登録及び証明書の発行

（２）実態調査実施事務

住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民の居住実態等を把握するため、実態調査を実施し、住民基本台帳の正確な記録確保に努める。

（３）戸籍事務

管轄法務局及び関係市町村と連携を図り、戸籍法及び関係法令に基づき、正確で迅速な業務を行う。また、鹿児島地方法務局主催の戸籍事務定例会や事務従事職員研修会等に参加し、関連法令や実務について自己研鑽に努めるとともに、他市町村と窓口対応に関する情報交換を行い事務の円滑化を図る。

管轄法務局から保存期間を経過した届書が順次移管されることから各種届書の適正な管理と運用に努める。

（４）旅券事務

旅券（パスポート）の申請及び交付事務は、住民の利便性向上に寄与するため細心の注意を払い業務遂行に努める。

（５）封印及び自動車臨時運行許可業務

道路運送車両法に基づき、車のナンバープレートの封印や臨時運行許可業務に必要な物品の管理と業務遂行に努める。

(6) 中長期在留者住居地届出等事務

中長期在留者及び特別永住者は、出入国管理庁に住居地の届出を行う必要がありその届出は市町村を経由して行うため、住民基本台帳事務と併せて正確な記録確保に努める必要がある。

また、特別永住者に関しても、住居地の届出のほかに特別永住者証の交付も市区町村で行うため、許可の申請から更新手続きまで細心の注意を払い業務遂行に努める。

(7) 離島航空割引カード事務

離島航空割引カードの申請及び交付事務は、住民の利便性向上に寄与するため細心の注意を払い業務遂行に努める。

2. 賦課業務

(1) 自主申告指導のための研修会の開催

(2) 未申告者に対しては申告指導を行い国保税の適正な賦課処理を行う

(3) 新築家屋・課税漏れ家屋の把握

(4) 納税意識向上のための租税教室等の開催

3. 収納業務

(1) 差押え処分の実施（預金・出資金・給与・不動産等）

(2) 搜索・公売の実施

(3) インターネット公売等への定期出品

(4) 口座振替の推進

(5) 相互併任制度の活用による住民税滞納額の縮減

(6) 交通弱者への対応（臨戸納税相談）

(7) 税収確保策拡充のための自治大学校等が開催する徴収事務研修会への参加

【福祉支援課】

「だれもが・住み慣れた場所で・自分らしい暮らしができる」
福祉サービスの拡充をめざして

基本方針

福祉事務所業務における生活保護をはじめ、障がい者、高齢者を対象とした福祉全般、子ども子育て支援、母子保健等について、公平公正で住民に身近な福祉支援課として業務推進に努めてまいります。

障がい者(児)福祉については、町自立支援協議会の積極的な運営に努め、活用しながら、障がい者(児)が地域社会で暮らしていく上での課題解決に努め、障がいを持つ方々の人格と個性を尊重した地域社会の実現に努めます。特に障がい者(児)の一般相談や障がい福祉サービス等の利用計画を作成にあたる「障がい者等基幹相談支援センター」の運営も子供部会、生活部会とも積極的に展開をしており、必要とされる事業を模索し実現可能なところから課題解決を図ってまいります。また、障がい者(児)の保護者の高齢化に伴い、将来の社会的孤立不安への対応や社会復帰可能な社会づくりなど、町自立支援協議会や関係機関と連携を密にし、障がい者(児)サービスの拡充に努めます。

高齢者福祉については、高齢社会の到来により長寿社会となる中、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画による各種サービスが推進されているところですが、さらに高齢者のニーズに対応した制度を検討し推進してまいります。老老介護や認知症またDVなど困難事例も増加している中、日常生活の支援や高齢者の悩み、不安など多様化する課題を改善するため、地域包括支援センターや関係機関と連携を行ってまいります。

児童福祉については、町子ども・子育て支援事業計画に基づき社会的支援の必要性の高い子どもや家族を含めたすべての子どもに向け、子どもの最善の利益が実現される事業展開を目指します。また少子化の中、児童手当等の給付事業や育児支援、放課後児童クラブに加え、児童生徒の健全育成に関わる諸施策を推進してまいります。

母子保健においては乳児・幼児・妊婦等の健診を実施するとともに、昨年開設した「子育て世代包括支援センター」の適正な運営を行い、母子の健康の保持・増進を図ります。特に家庭児童相談員を配置し各種相談や訪問など子どもに寄り添いながら、要援護児童地域対策協議会（要対協）を中心に、健全な子育て環境づくりを進めていきます。

生活保護については、失業者及び低賃金労働者や低年金の高齢世帯等に対応し、依然として高い保護率にあります。これに対応する相談・申請には、生活保護法令制度の基本原則に基づき、適正な職務の推進に努めます。さらに生活困窮者自立支援法制定に伴う相談支援体制の構築の模索に努め、生活困窮者に対し生活の支援に努めます。近年の事例の複雑・多様化による業務の増大に対応し、従事する職員の専門的知識、技術の修得に努めます。

家族の「絆」や人間関係の希薄化が、核家族や近隣への無関心と孤立に連鎖し、生活保護、母子家庭の増加、障がい者等の社会参加の阻害要因になることは否定できないところであります。高齢者においては孤独や不安の増大となることから、要援護者に対する支援体制を構築し、関係機関で共有し、集落における繋がり強化を図り、家族、地域の「絆」の再認識のための仕組みづくりに努めます。本年も、福祉事務所が町民にとって身近で、信頼されるきめ細かで迅速な対応を心がけ、安心して相談ができる環境づくりに努めます。

1. 障がい者(児)福祉、社会福祉

障がい者(児)の福祉対策は、障がい者(児)が健常者とともに住み慣れた場所で自分らしく暮らしていくことができる社会を目指します。そのためには自立支援医療(更生、育成、療養介護)を含めた相談支援体制の充実・強化を行い、人材の確保を図りながら、障がい者(児)に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努めます。また、町自立支援協議会(子供部会、生活部会)や町障がい者等基幹相談支援センターとともに必要な事業を検討し、課題解決に努めます。なお、本年度は新たな障害福祉計画及び障がい児福祉計画の策定を行います。

民生委員・児童委員の活動は社会変化や生活圏域の拡大に伴い、低所得者救済活動から多面的分野へ変化しており、町民の生活援助対策において幅広い知識習得や組織強化が必要となっています。このため各種研修会への参加促進を進め、集落地域での積極的な活動の支援に努めます。

総合福祉センター「縄文の苑」、「こまどり館」では、町社会福祉協議会福祉会を中核として低所得者、高齢者、障害者等の支援や介護保険サービス事業など各種事業に取り組んでおります。その役割は重要性を増してきていることから、今後も「地域福祉活動の推進」のため社会福祉協議会の支援に努めます。

口永良部島新岳の噴火災害や台風等の風水害が発生時は、災害救助法に基づく災害救助費の措置や福祉避難所の開設などを行い、町社会福祉協議会や関係機関と連携のもと、要支援者に対して支援体制の強化に努めます。また火災その他不測、又可避の災害による被害に対しては、その被災した町民、遺族に対し災害見舞金を支給します。

援護対策として遺族に対する特別弔慰金、町遺族会に対する運営補助や戦没者追悼式の開催を行います。

また、町内6人の人権擁護委員と連携を図り、年3回の人権相談所を開設するなど人権擁護活動に努めます。なお令和2年度は安房小学校において人権の花運動に取り組むことで、人権啓発活動に努めます。

2. 高齢者福祉

高齢者福祉については、高齢社会の到来や核家族化に伴う独居老人の増加、認知症高齢者の増加や関連する高齢者虐待等、本町の高齢者を取り巻く環境は、依然厳しいものがあり、老後の不安を訴えるケースが非常に多くなっていることから高齢者の保護措置等、引き続き地域包括支援センターをはじめ、関係機関および医療福祉団体との連携を図り、高齢者が住み慣れた場所で・自分らしい暮らしができる地域社会づくりに努めます。

また、3年目となる高齢者バス利用制度は、高齢者の移動手段の確保と交通事故防止の観点から、更なる制度の周知徹底と利用促進やその他可能な制度の研究をしてまいります。

3. 子ども子育て支援

母子・寡婦及び父子家庭の福祉対策については、経済的自立と生活の安定を図るため、相談体制を強化し、就労の促進、融資制度の効率的活用を進めます。また安心して子育てができ自立を促すことができるよう制度利用を推進し、支援体制を強化し、児童扶養手当やひとり親医療費助成等の助成制度の広報周知により、安心して子育てができる環境の整備に努めます。また乳幼児医療費助

成の拡充を検討し、ひとり親に対する各種制度の啓発と適切な運用が図られるよう努めます。

また、家庭児童相談員、保健師、助産師を配置し、窓口や訪問などにおける相談事業により支援を行ってまいります。なかでも虐待、放任(ネグレクト)家庭に対して健全な子育て環境対策のため、要援護児童地域対策協議会(以下「要対協」)における実務者会議や個別ケース会議等を積極的に開催し、家庭児童相談員が子ども・家庭に寄り添うことで、児童相談所や保健所、警察などと連携して問題解決に努めます。また、民生委員・児童委員が集落と連携して育成活動の活性化や児童相談体制の充実に努めます。

令和元年10月から幼児教育、保育の無償化により保育所、認定子ども園や小規模保育環境の大幅な変化に対応しました。これからも「屋久島町子ども・子育て支援事業計画」に基づき積極的に推進していきます。また休日保育、延長保育促進事業を活用し、その充実に図りながら放課後児童クラブ等の健全育成事業や子育て支援を継続してまいります。

4. 母子保健

母子保健事業は、妊婦に母子健康手帳を交付し、妊娠期から子育て期までを通して、親子を対象とした保健指導や新生児の訪問指導及び健康診査等を行っている。また、児童福祉法、母子保健法改正により、児童虐待の予防や早期発見に資することが明記されたことから、昨年10月に開設した子育て世代包括支援センターにより本年度から新たに産後ケア事業や乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等を導入しながら、併せて児童虐待防止対策についても努めてまいります。

また発達障がい児等の早期発見や適切な支援が重要であることから、1歳6か月・3歳児健診や発達相談会などを通して早期発見・早期対応に努め、児童発達支援、放課後等デイサービス等における療育強化に努めます。

乳幼児等医療費については、所得制限の撤廃の改正により子育て家庭への助成を手厚くしたところですが、県が非課税世帯への助成対象年齢を高校まで拡充する方向性を示したことから、今後は子育て支援の一環として更なる見直しについて検討をしてまいります。

産前・産後ヘルパー事業については、妊産婦が体調不良等のため家事又は育児を行なうことが困難な世帯にホームヘルパー派遣の援助を行い、母親の心身の健康を維持するとともに、児童福祉の向上を図ります。今後も安心して子育てができる環境を整え、乳幼児の健康維持に努めます。

5. 生活保護

生活保護業務については、県より移譲を受けて以降、近年、相談及び申請件数とも増加傾向にあります。疾病、障がいなど様々な理由で失業し、身体的な自立困難となったり、高齢者や障がい者が同居する家族構成で就労できないなど、保護対象の家族形態は複雑多様化しております。今後も保護対象者の生活歴や職歴等、その人生観を受容しながら研修、経験により研鑽を積み公平公正で適正な事業運営に努めてまいります。

また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、福祉事務所の設置自治体は生活保護が適用されない生活困窮者の自立支援策を強化するため、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給が必須事業となっていることから、今後は自立相談支援員の配置を検討し、健全な事業の運営に努めます。

6. 自殺対策

昨年、自殺対策基本法により「誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町」を目指して、庁内・関係機関、団体の相互連携を確保し他の関係計画と整合性を図り策定された「屋久島町自殺対策計画」を総合的に推進していきます。自殺対策推進本部と自殺対策推進協議会を開催し、事業計画の取組状況や、自殺を防ぐ「ゲートキーパー」（命の門番）の役割を担う人材育成に取り組み、自殺に対応できるセーフティネットの構築と自殺対策の充実・強化を図ります。

【健康長寿課】

1 健康増進事業

健康増進法に基づく健康増進事業は、町民の壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、住民の健康増進に資することを目的とする。事業内容は、健康増進法第 17 条及び第 19 条の 2 の規定に基づく事業のうち、①健康手帳の交付②健康教育③健康相談④訪問指導⑤歯周疾患検診⑥骨粗鬆症検診⑦肝炎ウイルス検診⑧健康診査・保健指導で、対象は健康手帳の交付・健康診査を除き 40 歳から 64 歳までの者である。

(1) 健康手帳の交付

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項や資料を一冊につづっていくことで、自らの健康管理と適正な医療に資することを目的とする。交付にあたっては、目的や活用方法について説明を行う。

手帳交付見込み数 60 人

(2) 健康教育

「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とし、健康教育を実施する。自分の現在の健康状態とこれまでの変遷を知り、今後を予測していただくことで主体的な生活習慣改善の実践を促す。内容は、町の健康課題を反映したものにする。

集団健康教育 20 回/年(受講者見込み数 600 人)

(3) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に健康相談を実施する。

①総合健康相談 * 「心の健康相談」を含む。

20 回 / 年(相談者見込み数 延べ 30 人)

②重点健康相談

* 国保保健事業（重症化予防）と同時実施

高血圧、脂質異常症、糖尿病、骨粗鬆症、歯周疾患、女性の健康、
病態別（肥満、心臓病等） 16 回/年(相談者見込み数 延べ 260 人)

(4) 訪問指導及び保健指導（面接・電話等）

健康診査の要指導者や療養上、保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して保健師や看護師が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握して必要な指導を行う。対象者については、国保部門や介護部門等の関係部署と連携し選定する。

訪問指導件数 20 人/年 面接 10 人/年 電話 5 人/年

(5) 健康診査

疾病の早期発見・早期治療と、生活習慣病の予防・健康増進のきっかけとするため、次のとおり健康診査及び検診を実施する。

① 歯周疾患検診

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防す

ることを目的とする。対象は 40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳の者とし、個別通知します。検診は委託契約した町内の歯科医療機関で個別に受診する。

受診者見込み数 25 人

② 骨粗鬆症検診

骨粗鬆症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。対象は 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳及び 70 歳の女性で、特定健診と同時に実施する。

受診者見込み数 65 人

③ 肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、検診の受診促進を図り、もって住民が自身の感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康被害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的とする。対象は 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳の者で過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがない者を対象とする。特定健診と同時実施する。

受診者見込み数 175 人

④ 特定健康診査

生活習慣病予防に着目した健康診査を行う。対象は 40 歳以上の生活保護世帯の者を対象とする。

受診者見込み数 5 人

⑤ がん検診

がんの予防に関する正しい知識の普及と早期発見、早期治療を通じて、がん死亡を減少させることを目的とする。事業内容は、胃・大腸・肺・子宮・乳がん検診を実施。対象は 40 歳以上の者。ただし胃がん検診は 50～79 歳。

●胃がん検診	420 人
●大腸がん検診	1,150 人
●肺がん検診	1,635 人
●子宮がん検診	590 人
●乳がん検診	630 人

(6) その他の検診事業

疾病の早期発見・早期治療と、生活習慣病の予防・健康増進のきっかけとするため、次のとおり健康診査及び検診を実施する。

- ・腹部超音波検診 1,550 人
- ・前立腺がん検診 265 人
- ・胸部ヘリカル CT 検診 クーポン 100 人 クーポン以外 305 人
- ・特定健康診査 * 国保、生保以外 5 人
- ・骨粗鬆症検診 * 節目外 585 人

(7) 健康づくり情報の提供

令和元年度に策定した屋久島町健康増進計画「健康やくしま 21」で計画した内容を実践する。今年度は特に歯科保健対策に重点をおいて保健指導を行うこととし、町報や特定健診結果報告会、各種検診の場を利用して情報提供する。

(8) 心の健康相談事業

人間関係のつらさや子育ての悩み、生きづらさなどを感じる人に、心理カウンセラーによる相談の機会を提供する。教育振興課や福祉支援課とも連携しながら、幅広い世代・内容に応じることを目指す。

12回/年

2 食生活改善事業

(1) 食生活改善推進員・8020運動推進員活動への支援

町民が規則正しい生活やバランスのとれた食生活を送り、健康で心豊かに過ごすことができるよう、身近で細やかな指導等を行う食生活改善推進員の活動を支援する。自主活動の内容については、町の健康づくりの方向性と整合性を持たせた内容で活動ができるように研修会を開催し、加えて、食生活改善推進員が兼務し歯科保健・口腔保健の大切さを普及する8020運動推進員としての活動の支援も行う。なお、今年度は食生活改善推進員養成講座を開催して推進員の増員を図り、さらなる活動の普及を目指す。

委嘱者 19人

予定研修会（合同研修会） 4回 （自主研修会） 4回

予定養成講座受講者数 10名

(2) 栄養士による栄養指導

健診や健康教室、電話において相談等に応じ、妊婦、乳幼児から高齢期までのあらゆるライフステージに応じた栄養指導を行い、町民の健康増進並びに疾病予防を図る。事業については在宅栄養士を雇用し実施する。

個別栄養指導見込み 100人

集団栄養指導見込み 190人

3 予防接種事業・結核予防事業

予防接種法に基づく予防接種は、広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため、接種率の向上に努めるとともに予防接種による健康被害を未然に防止するため、関係機関との連携を密にする。なお、結核予防については、広報を強化し集団検診の受診率向上に努める。また、集団検診を希望する事業所に対しても実施する。

(1) 結核予防事業

結核の新規患者は全国的には減少傾向だが、世界的にみると日本は結核の中蔓延国と位置付けられている。そうした中、鹿児島県は新規患者の増減を繰り返しており全国平均に比べると高いため、本町においても引き続き結核への感染予防及び蔓延防止対策を図ることが不可欠である。町民に対しては引き続き正しい知識の普及啓発を行い、BCG接種の未接種者の減少や集団検診の受診率向上に努め、また、集団検診を希望する事業所に対しても実施する。

BCG接種の実施（7～8か月児健診と同時実施） 予定接種者数 130人

結核検診（65歳以上：肺がん検診と同時実施） 受診予定人数 1,300人

(2) 緊急風しん抗体検査事業

予防接種法施行令の一部改正により、令和元年度から3年計画により、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に

生まれた（現在 40 歳から 57 歳）男性を対象に、風しんに係る定期の予防接種が実施されている。これに伴って、予防接種施行規則が改正され、追加的対策に係る予防接種を風しんの第 5 期予防接種とし、その対象者から除かれる者として、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、予防接種を行う必要がないと認められる者と規定された。

このことから、上記対象者に抗体検査を実施するため、対象者へクーポン券を発行し、医療機関等で抗体検査を受けられるよう体制整備を行う。実施にあたっては「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金」を活用する。

令和 2 年度のクーポン券発行対象者は前年度の抗体検査未実施者および昭和 41 年 4 月 2 日～昭和 47 年 4 月 1 日生まれの男性とする。

また、春と秋に実施する集団健診の際にも検査を受けることができるように健診機関と調整を行い、受検者を増やすよう努める。

受検（抗体検査）見込み者数 310 人

（3）予防接種法による定期予防接種

予防接種法に基づく予防接種は、広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため、正しい知識の普及を行い接種率の向上に努める。未接種者への対策としては、各種健診（特に 3 歳児健診時）や育児相談時に接種歴を確認し、接種スケジュール等についての指導を行い、希望者がスムーズに接種できるように支援する。また予防接種による健康被害を未然に防止するため、関係機関との連携を密にする。なお、令和 2 年 10 月より、予防接種実施要領が一部改正され、ロタウィルス感染症が定期接種化されることとなった。また、子宮頸がんについては、ワクチンの副反応があるため、引き続き積極的勧奨を控えている状態である。

種 別 ・ 区 分	予定接種者数
四種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ）	310 人
MR（麻しん・風しん）	230 人
風しん	64 人
日本脳炎	460 人
ヒブ	380 人
小児肺炎球菌	380 人
B 型肝炎	210 人
二種混合（破傷風・ジフテリア）	100 人
水痘	180 人
子宮頸がん	5 人
インフルエンザ（高齢者）	2,650 人
高齢者肺炎球菌	400 人
ロタウィルス（新規）	40 人

（4）小児インフルエンザ対策

ワクチン接種における保護者の経済的負担を軽減させ、子どもたちに公平に予防接種機会を与えることを目的として「だいすき基金」を活用し、小児のインフルエンザワクチンの接種に対し、公費補助を実施する。

対象者は生後 6 か月～19 歳未満（高校 3 年生相当、生後 6 か月～13 歳未満は 2 回接種）で、補助額は 1 回につき 1,000 円である。

接種見込み者数 1,280 人

4 その他の保健事業

高齢者人口がピークとなり、あわせて現役世代人口の急減や単身世帯の増加が見込まれる 2040 年に向けて、持続可能な社会保障制度のため、生活習慣病重症化予防と介護予防を一体的に実施することが求められていることから、健康増進係と地域支援係が連携しながら健康寿命の延伸をめざし保健活動を実施する。

具体的には、国保連から提供される KDB システムを活用した地域の健康課題の分析や高齢者へのフレイル予防の取組、重複・頻回受診や重複投薬者への相談・支援などを行う。

5 保健センターの管理運営

すべての町民の健康増進及び健康管理の推進のための拠点施設として、健康増進事業、予防接種事業、食生活改善推進事業、母子保健事業等の各種事業における保健センターの活用を図り、今後も施設の補修等を実施し管理運営に努める。

6 献血事業の推進について

献血推進対策協議会と連携し献血の必要性や認識を深め、普及啓発に努めるとともに献血者数の増加を図る。高齢化や血液利用の多様化等により血液需要の増加が見込まれるため、安全に安定的に確保することが重要な課題となってきた。血液センターの業務集約化に伴う献血時間の短縮による献血者数の減少を補うため、新たな協力者・協力企業・団体の開拓を行い、血液量の確保に努める。

7 緊急時供血者登録制度の取り組みについて

夜間や血液製剤を確保できない緊急時、屋久島内での輸血用血液の確保を目的に、「屋久島町緊急時供血者登録制度」を設置し運用している。一人でも多くの命を救うため制度の周知と協力団体の賛同を得ながら、本制度の安定的な運営に努める。

8 口永良部島巡回診療等の取り組みについて

特定診療科の診療機会が少ない中、県と連携し疾病の早期発見・治療並びに負担の軽減を図るため、赤十字病院主体の「特定診療科巡回診療」を継続して実施し、さらに県医師会及び鹿児島大学病院の協力による眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科の無料診療についても同様に実施する。（受診手数料は町負担）

さらに無歯科医地区に対する県保健医療福祉課及び県歯科医師会による「こじか号」歯科診療を年 2 回実施する。

9 ロ永良部島における救急搬送等の取り組みについて

常駐医師不在の中、緊急時の患者輸送については、町立診療所医師・医師会・屋久島徳洲会病院等との連携により対応していく。県ドクターヘリ、県消防防災ヘリ、鹿屋海上自衛隊ヘリでの搬送体制が整備されている中、急患に対してロ永良部島出張所、総務課、熊毛広域消防分遣所、医療機関等と密に連携し対応していく。その中でもヘリ搬送に至らない急病人に対しては、渡船による緊急搬送の費用を補助し支援をしていく。

10 地域医療懇話会について

本町の保健医療に携わる医師及び関係機関(町、保健所)の協議する場を設けることで、縦・横の連携、情報共有を図り、地域医療の在り方を確認する。

11 私的二次救急医療機関補助事業(新規)

屋久島町における救急医療体制を確保し、町民が急病等で救急車を要請しなければならない状況になった際、適時適切に診療が受けられる体制の整備を図ることを目的として、私的二次救急医療機関に対し、搬送傷病者の受入れ1件につき1万3千円を補助する。(特別交付税対象)

12 国民年金

鹿児島北年金事務所及び福岡広域事務センターと協力・連携し、各種届出、請求等の手続きを不備等のないよう正確迅速に行う。また、広報活動等により保険料免除制度、前納制度、クレジット納付制度等を広く周知し、無年金者減少に努める。
その他、各種年金についても町民の相談に応じ積極的に手続きを行う。

○介護保険事業に係る一般会計計上分

1 低所得者保険料軽減対策事業

公費を投入し、介護保険法に基づく所得段階の第1段階(第1段階:住民税非課税世帯で前年度合計所得と課税年金収入の合算額80万円以下の人)の低所得者介護保険料の軽減を実施する。国費(負担率50%)、県費(負担率25%)は、一般会計にて受け入れ、町分(負担率25%)を加えて介護保険事業特別会計へ繰り出す。

(1)国庫支出金	10,220千円
(2)県支出金	5,110千円

2 介護保険利用者負担対策事業

(1)県支出金	255千円
---------	-------

訪問介護サービスの介護報酬については、「離島等における特別加算」が加算されるため、均衡を図る目的で自己負担が1割軽減される。そのうち利用者負担対策として1/2を町が事業所へ補助する。この町負担の3/4分を県が町に補助するものである。

事業費	330千円
-----	-------

3 地域デビューでポイントアップ！元気度アップ！推進事業

(1) 県支出金 760 千円

高齢者を含む任意のグループが主体的に行なう互助活動に対しポイントを付与し、商品券へ交換する事業である。

- | | | |
|-------------|-----|------|
| ① 商品券に対する経費 | 県補助 | 100% |
| ② 市町村事務経費 | 県補助 | 50% |

4 訪問介護員研修運営補助事業（新規）

慢性的な人材不足である介護従事者（ヘルパー）を確保するために、その資格取得のための研修を屋久島町社会福祉協議会が実施するための運営補助である。

補助見込額	40,000 円×20 人	800 千円
-------	---------------	--------

5 地域包括支援センター費

要支援 1・2 の高齢者に対する介護予防支援事業実施にかかる経費である。

事業費	7,674 千円
介護報酬	3,996 千円

6 介護保険特別会計繰出金

介護保険特別会計への繰出し金は、介護給付分として 166,064 千円、総合事業分として 5,010 千円、総合事業以外の地域支援事業分として 5,292 千円を繰出し、また、低所得者保険料減額分として 32,398 千円を繰出すこととする。

【生活環境課】

生活環境課は、水道・ごみ処理・し尿処理・生活排水処理・火葬業務等、町民が安全に安心して衛生的な生活を送ることが出来るよう、日々の暮らしを守ることを目的とした課です。令和2年度の本課の事業は、上記の目的を遂行するため、所管する施設が適正に稼働するよう維持管理に取り組むなど、以下の事業を実施します。

1 火葬場事業 4. 1. 7

屋久島町斎場では、本年度もこれまで以上の住民サービス向上に心がけていきます。火葬業務員を1名採用し、高齢化し増加する火葬件数に対応し、法に基づき円滑な業務遂行を図ります。また火葬場周辺の環境整備、施設内の緑化など維持管理に努めます。

【歳入】

火葬場使用料	1,800 千円
残骨処理手数料	108 千円
社会保険料等（会計年度任用職員）	507 千円

【歳出】

会計年度任用職員給料及び手当等	4,401 千円
共済費等（会計年度任用職員）	770 千円
消耗品費	233 千円
光熱水費	2,366 千円
修繕費（資外）	454 千円
燃料費	1,282 千円
手数料（浄化槽検査）	7 千円
電気保安全管理委託	372 千円
消防設備点検委託	43 千円
浄化槽保守点検維持管理委託	85 千円
機械機器保守管理委託	220 千円

2 不快害虫等蔓延防止対策事業 4. 1. 11

住民の生活に多大な被害を及ぼしているヤンバルトサカヤスデの蔓延を防止するため、駆除作業及び環境整備を実施します。また、ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会を開催し、各地区の発生状況等について情報の共有を図るとともに、駆除方法や蔓延防止対策についての検討を行います。更に、不快害虫の発生地区が主体となり蔓延防止対策を実施する場合は、交付金を交付することによりその活動を支援します。

ガジュマル等の樹木に多大な被害を与えているオキナワイチモンジハムシについても駆除作業を実施します。また、ヤクシカの里地への生息拡大によるヤマビル駆除対策についても地区の要請に応じ、薬剤散布や配布を行い、蔓延防止に努めます。

【歳出】

会計年度任用職員給与及び手当等	3,381 千円
共済費等（会計年度任用職員）	561 千円
対策委員会会議費（委員謝金・費用弁償）	141 千円
消耗品費（駆除薬剤費等）	596 千円
燃料費	239 千円

不快害虫等蔓延防止対策事業業務委託
ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策交付金

3,828 千円
90 千円

3 生活衛生事業 4. 1. 1 2

(1) 町内の墓地、納骨堂の経営許可及び埋葬等に関する事務

町内の墓地、納骨堂の経営許可及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう取り組みます。また、今年度は、湯泊地区共同墓地内にあるアコウの巨木を伐採することで、台風接近時における倒木や落葉被害からの不安解消を図り、墓地利用者の財産保護に努めます。

【歳入】

権限移譲交付金（墓地、化製場）	40 千円
-----------------	-------

【歳出】

支障木等伐採業務委託（湯泊地区共同墓地）	1,100 千円
霊柩輸送費助成金	610 千円

(2) 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施

狂犬病は発症すると治療はなく、人も動物も 100%死亡する恐ろしい病気であり先進国を含む多くの国で発生し年間 35,000 人から 50,000 人が死亡しています。現在狂犬病予防法により生後 91 日以上の犬は登録と予防注射が義務付けられており、飼主に個人通知し予防注射、登録の徹底に努めます。また年 2 回の集合注射の機会を設け広報による周知や動物病院との連携により接種率の向上を図ります。

【歳入】

畜犬登録手数料	60 千円
狂犬病予防注射済交付手数料	299 千円

【歳出】

医師謝金及び旅費	24 千円
消耗品費（予防注射済票等）	93 千円
通信運搬費（予防注射通知）	75 千円

4 廃棄物対策事業 4. 2. 1

屋久島クリーンサポートセンターでの可燃ごみ、資源ごみ等の再資源化及び中間処理により、屋久島町の資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物処理にかかる取組みを強化します。

また、町内における不法投棄物の監視を徹底し、抑制に努め、旧焼却場の整備を含め、環境保全対策の強化を図ります。

更に、ごみ分別の説明会を開催し、住民の皆さんへの周知を図り分別の徹底に努めます。

(1) 一般廃棄物処理対策事業

循環型社会構築に向け、平成 28 年度から細分化している紙類、プラスチック・ビニール類の分別排出を促進し、ごみの発生抑制・減量化に努めます。

町内の一般廃棄物の収集及び運搬計画については、第 9 期分別収集計画により分別収集を徹底し処理に努めます。

住民サービスを基本に、屋久島における一般廃棄物の収集体系を整備し、今後も新たな分別収集やステーション回収及び新規設置等に取り組んでいきます。また、環境美化推進員を配置し、研修会等を実施して十分な周知・啓発を行います。更に、町民の要望に対しても分別収集体制を基本に検討や改善を図ります。

【歳入】

一般廃棄物処理手数料（指定ごみ袋等）	37,645 千円
一般廃棄物処理業許可手数料	14 千円
有価物売払収入（空き缶プレス品）	3,612 千円

【歳出】

会計年度任用職員給料及び手当等（ごみ袋管理配達等業務）	2,321 千円
共済費等（会計年度任用職員）	400 千円
廃棄物減量等推進審議会委員報酬・費用弁償	142 千円
環境美化推進員委員活動等謝金・費用弁償	1,595 千円
消耗品費（指定ごみ袋）	19,421 千円
消耗品費（分別収集関係）	732 千円
修繕料（資外）	400 千円
印刷製本費（ごみ収集券）	539 千円
燃料費	328 千円
通信運搬費	1,324 千円
手数料	11 千円
指定ごみ袋交付手数料	4,221 千円
空き缶処理業務委託	5,452 千円
ごみ収集業務委託	79,787 千円
環境保全対策交付金	4,524 千円

（２）旧焼却場整理事業

旧宮之浦・尾之間ごみ焼却場にストックしてある各種ごみを処理するため、分別作業を行い、屋久島クリーンサポートセンターへ運搬して適正な処理に努めます。

また、金属類の搬出作業や粗大ごみ類の破砕とともに空きビン等、これまで保管していたごみの処理に必要な設備の設置や旧施設の整理作業を計画的に実施します。

【歳出】

光熱水費	308 千円
旧焼却場整理業務委託料	20,511 千円

（３）不法投棄対策事業

屋久島地区廃棄物不法処理防止連絡会議（屋久島町・屋久島保健所・屋久島警察署・産業廃棄物協会熊毛支部）四関係機関を中心に、不法投棄監視パトロールの体制強化を図ります。また、一般廃棄物の不法投棄、産業廃棄物の不適正保管や野焼きなどの不法処理についても連携して調査を行い、廃棄物処理に対するモラルの向上や法令順守の徹底に向けた指導体制の構築を図ります。

【歳出】

不法投棄物回収に伴う重機借上げ料	90 千円
------------------	-------

（４）使用済自動車等海上輸送費補助事業

使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）による使用済自動車の処理を適正に行うため、使用済自動車の本土への海上輸送について、（財）自動車リサイクル促進センターの「離島対策支援事業協力出捐金」制度を有効活用し、海上輸送に係る経費の８割を助成します。

また、自動車関連事業者の協力のもと、町民に対しても処理方法の周知・啓発を行い不適正管理状態の使用済自動車の島外搬出を促進します。

【歳入】

使用済自動車リサイクル出捐金（692 台分）	6,868 千円
------------------------	----------

【歳出】

使用済自動車海上輸送費補助金（692 台分）	6,869 千円
------------------------	----------

（５）生ごみ堆肥化事業

家庭から排出される生ごみの処理については堆肥化を積極的に進め、地域内で循環するリサイクルシステムを構築することで、住民が参画する資源循環型社会の形成、地球温暖化防止対策等、世界自然遺産の島にふさわしい環境づくりに取り組みます。

また、口永良部島においては、収集した生ごみを処理施設まで搬入することが困難なため、家庭用コンポストの普及に向けた取組みを推進し、コンポスト購入に要した費用の一部を助成して堆肥化を図ります。

【歳出】

印刷製本費（生ごみ収集券）	69 千円
口永良部島堆肥運搬費	66 千円
生ごみ処理業務委託	29,437 千円
コンポスト購入費補助金	20 千円

（６）口永良部島し尿処理事業

口永良部島で収集するし尿及び汚泥は、島内処理が不可能であり、屋久島クリーンセンターで処理する必要がありますが、生活に必要な町民負担の均衡を図るとともに口永良部島における生活衛生の保持及び公共水域の環境保全に資するため、口永良部島から屋久島までのし尿輸送に係る経費を負担します。

【歳出】

口永良部島し尿収集運搬助成金	966 千円
----------------	--------

（７）廃食用油再資源化事業

家庭及び事業所から排出される廃食用油については、直営で収集を行い、有価物として島外業者に売却すると共に、BDF 燃料として精製し公用車の燃料として活用します。

【歳入】

有価物売払収入（廃食用油）	300 千円
---------------	--------

【歳出】

消耗品等（回収タンク等）	83 千円
修繕費（車検代等）	160 千円
役務費（廃食用油輸送費）	132 千円
保険料	9 千円
使用料及び賃借料（ユニック借上げ）	360 千円
公課費	19 千円

(8) 小型焼却炉管理事業

平成 24 年度に地域振興推進事業を活用し、旧宮之浦焼却場敷地内に設置した小型焼却炉において、山岳携帯トイレ等の処理に努めます。この小型焼却炉の燃料としてエコ豆炭を活用します。

【歳出】

光熱水費（電気代）	174 千円
小型焼却炉作業業務委託	1,172 千円

(9) 廃家電海上輸送費補助事業

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理を適正に行うため、屋久島から鹿児島市にある指定取引所までの海上輸送経費に係る負担額の一部を助成します。

【歳入】

家電リサイクル離島対策事業協力金	2,458 千円
------------------	----------

【歳出】

家電リサイクル事務手数料	225 千円
家電リサイクル離島対策協力補助金 （エアコン 234 台 テレビ 281 台 冷凍冷蔵庫 283 台 洗濯機 327 台）	2,459 千円

(10) 公害対策事業

屋久島電気株式会社の操業に係る環境への影響対策は、環境保全協定に基づき自主規制で取り組まれているが、その効果を検証するため、町内 3 箇所において、二酸化硫黄の測定調査を継続し、住民生活への影響を調査します。

【歳出】

硫黄酸化物測定業務委託	238 千円
-------------	--------

(11) 海岸漂着物地域対策事業

本町は台風シーズンや冬の季節風の強い時期に大陸からの漂着ごみが多く、海岸における良好な景観及び環境の保全に悪影響を及ぼしているため、海岸漂着物地域対策推進事業費補助金を導入し、重要海岸を定めて委託業者または各集落による回収・分別・運搬処理を実施します。

【歳入】

海岸漂着物地域対策事業（県費）	3,753 千円
-----------------	----------

【歳出】

事務費（普通旅費・消耗品費）	50 千円
通信運搬費（廃棄物輸送費）	320 千円
手数料（廃棄物処分費）	600 千円
海岸漂着物地域対策事業委託	3,200 千円

5 ごみ処理施設管理事業 4. 2. 2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び屋久島町ごみ処理施設条例に基づき、ごみ処理施設（屋久島クリーンサポートセンター）において一般廃棄物の処理及び再資源化を行います。生成された炭化物及び再

資源化物（プラスチックビニール類・紙類）については、業者と協働して再資源化を行い、町内外での有効利用を推進します。

ごみ処理施設は、効率的で安全安定的な管理運営を目指すとともに、資源ごみの再資源化による歳入の確保とランニングコストの節減に努め、施設の充実を図り施設周辺の環境美化に努めます。

また、各施設及び旧焼却場の環境調査の実施、排出ガス、放流水や地下水等のダイオキシン類濃度等の測定や、搬入されるごみ組成調査を行います。

小中学校や婦人会、老人クラブ等、各種団体の視察研修を積極的に受け入れ、ごみ処理施設の概要や処理方法等の説明を行い、住民への更なるごみ分別の啓発に努め、廃棄物の適正処理を円滑に進めると共に、施設の延命化に努めます。

【歳入】

ごみ処理施設直接搬入手数料	744 千円
有価物売払収入	735 千円
自動販売機電気料	18 千円
遺失物拾得金	1 千円
再商品化合理化拠出金	1 千円

【歳出】

機械・機器等消耗品費	21,999 千円
光熱水費	72,000 千円
炭化炉・事務機器等修繕料	30,000 千円
燃料費	11,905 千円
通信運搬費	1,298 千円
手数料	2,384 千円
保険料	17 千円
浄化槽保守点検維持管理委託	230 千円
町有施設管理委託（屋久島クリーンサポートセンター）	133,217 千円
紙類・プラスチック類再資源化委託	4,895 千円
炭化物再資源化委託	20,900 千円
容器リサイクル法処理委託	103 千円
環境調査委託	3,861 千円
一般廃棄物分別業務委託	2,545 千円
飛灰処分委託	11,000 千円
廃乾電池処分委託	1,870 千円
廃蛍光管処分委託	2,079 千円
有償廃棄物再資源化委託	7,117 千円
重機借上料	375 千円
公課費	46 千円

6 し尿処理施設管理事業 4. 2. 3

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び屋久島町し尿処理施設条例に基づき、し尿処理施設において処理業務を行います。

し尿処理施設は計画処理量46kℓ/日の膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用し、河川水と同程度の放流水の確保にも努めるなど環境に優しい取り組みを進めている中、同施設は21年を経過し施設全般機器類等の耐用年数を超えている状況にあります。障害発生による施設停止などの不安要因を最小限にとどめるため、予備品確保と併せて予防保全のための整備を図ります。

施設の運転管理については、可能な限り地元業者の活用を図り、経費の削減と併せて技術力の確保に努め、ランニングコストの節減を図り運転効率の向上に努めます。

【歳入】

し尿投入手数料	2,100 千円
庁舎等使用料	78 千円

【歳出】

会計年度任用職員給料及び手当等	11,014 千円
共済費等（会計年度任用職員）	1,372 千円
消耗品費（薬品等）	18,000 千円
光熱水費	15,774 千円
施設機械・機器修繕料	38,000 千円
燃料費	5,640 千円
手数料	348 千円
電気工作物保安管理委託	500 千円
自動扉点検整備業務委託	500 千円
受入貯留槽清掃業務委託	3,700 千円
環境調査委託	1,500 千円
焼却灰処分委託	4,840 千円
県し尿処理施設協議会負担金	4 千円

7 合併処理浄化槽設備費補助事業 4. 2. 4

町民の生活環境保全と公衆衛生の向上、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的に、小型合併浄化槽の設置者に対して補助金を交付し、汚水処理普及を推進します。

今年度は、単独浄化槽から小型合併浄化槽へ転換する際の宅内配管工事費に対して上限10万円の補助を新設し、単独浄化槽からの転換を促進して普及率の向上を図ります。補助の新設にあたっては、国、県の補助事業の活用と、専用住宅以外の建築物等に対する町単独補助（10万円）の廃止により財源を確保します。

設置数は67基（5人槽：新築26基、新築以外24基 7人槽：新築5基、新築以外4基 10人槽：新築3基、新築以外2基）うち単独浄化槽転換10基の補助を計画しています。

補助金額

単位：千円

区分	人槽	補助金額	財源内訳			
			国	県	町	町上乗分
新 築	5人槽	423	166	0	166	91
	7人槽	502	207	0	207	88
	10人槽	647	274	0	274	99
新 築 以 外	5人槽	604	166	83	83	272
	7人槽	681	207	103.5	103.5	267
	10人槽	836	274	137	137	288
単独浄化槽撤去費		90	45	22.5	22.5	0
宅内配管工事費(単独槽転換)		100	50	25	25	0

【歳入】

浄化槽設置整備事業（国庫）	14,438千円
浄化槽設置整備事業（県費）	3,420千円

【歳出】

小型合併処理浄化槽設置費補助金	38,402千円
-----------------	----------

8 ごみ処理施設整備事業費 4. 2. 5

新たな廃棄物処理施設建設に向けて取組みを進めていきます。

今年度は、廃棄物処理施設整備検討委員会の報告を基に、新たな廃棄物処理施設の基本設計作成等に取り組みます。

【歳入】

ごみ処理施設整備事業（国庫）	11,666千円
----------------	----------

【歳出】

ごみ処理施設整備基本設計業務委託	25,000千円
環境影響調査業務委託	10,000千円

【産業振興課】

地域産業政策は、多様化・個性化の進むなかで必然的に重要性を増している。地域産業を推進するために重要なことは、地域の人々が自らの地域資源を十分に把握し、最大限に活用することであるが、そのためには、生産者や製造業者、事業者や関係機関などが共通課題を認識し、課題解決に向けて連携を促進して地域産業の総合力を高めることが必要である。

そのため、産業振興課では、農林水産業に加え商工業、失業対策業務を所管し、個人や企業、組合等との連携をさらに強化し、地域力の強化と競争力のある産業の振興に取り組む。

失業者の生活の安定を図るため、雇用保険の取次業務として、受給者の資格認定業務、求職申込の受付、求人票の整理を行い、早期就労を支援する。

雇用保険の受給資格取得（初回認定）については、ハローワークと連携し、受給資格取得業務をサポートしていく。

①労働諸費（17 千円）

旅費

本町の農業については、高齢化、担い手不足、後継者不足や遊休農地化等が進んでおり、厳しい状況にある。このことから、屋久島町担い手育成総合支援協議会のもと関係機関・団体と連携のうえ、取り組みを充実させ、担い手育成を総合的に推進する。

後継者対策や遊休農地対策については、地域（集落）単位の農業の将来像に向けた話し合いやプラン作成について取り組んでいる。また、多面的機能支払交付金を活用し、組織の共同活動により農地等の保全管理を行っているが、人・農地プランの実質化及び多面的機能支払交付金事業においても、未実施地区があることから、活用に向けた推進を図っていく。

長年基幹作物として取り組んでいる果樹については、気象災害等の影響や老木化に伴い、生産量の低迷が続いている。老木等の更新や改植に向け、果樹経営支援対策事業の更なる推進や、新たに果樹苗木購入に対する補助を実施することで、樹園地の若返り化を図り、栽培面積の維持・拡大に努める。

また、営農支援センターの硬質プラスチックハウス改修を実施し、町営の果樹試験園と一体的に管理体制を整え、振興作物を新たに植栽し試験することで、今後の可能性について検討する。

輸送費支援については、今後も「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」や「離島活性化交付金」を活用し、農林水産物の出荷や原材料の輸送にかかる費用の低コスト化により、農林水産業の振興を図る。

農地の流動化・耕作放棄地解消については、農地中間管理事業を活用し、農地の有効利用

(担い手農家へ農地集積等)を図りながら、バレイショ、実エンドウ等の露地野菜をはじめ、ソロヤムや焼酎加工用さつまいもの作付面積の拡大促進、また、茶、花卉等自然の特性を生かした畑作営農のさらなる振興を図るなど、農家の経営安定と所得向上へ向けて取り組んでいく。

環境に優しい農業の推進に向けて、有機栽培に取り組む農家への支援を行うとともに、GAPへの取り組みを推進する。また、農業用廃プラスチック類の適正処理に取り組んでいく。

6次産業化への支援策として、直売や農産加工に取り組むための専門的な知識・技術、手法の習得等に必要な研修会等への参加希望者に対し一部補助を実施することでスキルアップを図る。

青年就農者の確保に向け、農業次世代人材投資事業（旧：青年就農給付金事業）や認定新規就農者制度を活用し、農業を志す人の就農意欲の喚起と就農後の定着へ向けた取り組みを進める。

特殊病害虫対策については、侵入警戒調査を継続し、再侵入の早期発見に努めるとともに、発生時の防除を迅速に行うために関係機関の連携を深める。

有害鳥獣による農林業の深刻な被害に対処するため、鳥獣被害防止総合対策事業により、協議会の開催や、新規狩猟者の確保に向けた助成、猟友会が実施する有害鳥獣捕獲等に対する活動補助の強化等駆除及び被害防除対策を講じていく。国有林内においても、「屋久島国有林内におけるシカ対策推進協定」に基づき、屋久島森林管理署・屋久島町・上屋久猟友会・屋久町猟友会で連携し、共同で取り組むことにより、捕獲強化及び被害防除対策を実施していく。

口永良部島ではヤギの生息数が著しく増加し、農業等に被害を与えていることから、引き続き駆除を実施する。

また、捕獲鳥獣を地域資源として利用することが重要であることから、鹿肉処理加工施設業者や猟友会、関係機関等と連携し、ジビエ利用拡大に努める。

①農業総務費（60,797千円）

人件費、施設管理経費、各種協議会負担金 他

②農業振興費（73,517千円）

修繕料（資外）硬質プラスチックハウス改修	7,671千円
原材料費（試験園苗木購入）	100千円
果樹試験園管理委託	420千円
農業管理センター負担金	6,000千円
屋久島ブランド産地定着化事業負担金	500千円
輸送コスト支援事業補助金	30,800千円
農業者経営所得安定対策推進事業補助金	435千円
農業農村活性化推進施設等整備事業補助金	19,624千円
認定農業者支援事業補助金（特認事業補助）	600千円
環境保全型農業直接支援対策事業補助金	1,578千円

特産品等研究開発補助金	200 千円
果樹苗木購入補助金	450 千円
③農地費（17,200 千円）	
多面的機能支払交付金	16,757 千円
④農業後継者対策費（9,752 千円）	
学習農園設置事業	447 千円
農業次世代人材投資事業（旧：青年就農給付）	9,000 千円
⑤特産品加工販売施設管理費（9,703 千円）	
備品購入（ぼんたん館機器更新）	4,800 千円
⑥鳥獣被害対策費（38,823 千円）	
鳥獣被害対策実践事業補助金	25,630 千円
有害鳥獣捕獲対策事業補助金	11,892 千円
⑦特殊病虫害対策事業費（502 千円）	

畜産については、現在セリ価格も高値で推移しているので、今後も子牛の商品性を高めるため各町営牧場の機能を強化する。また、飼料費等の経費が値上がりしていることから、経費節減に向けた経営指導を行い所得の向上に努める。

旭牧場については、町有繁殖牛 150 頭を確保するために、優良雌牛を自家保留するとともに、母牛の計画的更新を図る。

子牛育成センターでは、引き続き農家の子牛（離乳後 3 ヶ月以降）を預かることにより農家の労働力を軽減するとともに均一な子牛の生産に努め、所得の向上を図る。

長峰牧場では、町有子牛、口永良部島で生産された子牛、農家の妊娠牛を受け入れることで、農家の牛舎施設の有効利用を図り、飼養管理の省力化により農家の負担軽減に努める。

牧場の採草放牧地が更新時期に来ているため、引き続き畜産基盤再編総合整備事業により、環境整備を行う。

養豚、養鶏については、生産・育成技術の向上や衛生対策の徹底等を図り、安定的な販売頭数の確保に努める。

①畜産費（29,063 千円）	
畜産基盤再編総合整備事業業務負担金	11,157 千円
種子島家畜衛生処理組合負担金	1,074 千円
②町営牧場管理運営費（57,361 千円）	
備品購入（4 t トラック）	5,000 千円
人件費、施設管理経費 他	

林業については、パリ協定の枠組みのもとで我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林経営管理法を踏まえ、新たに森林環境税が創設された。課税については、国民負担を考慮し令和6年度からとなるが、森林環境譲与税は先行し令和元年度から譲与された。

本町においては、町有地の一部をモデル地区と設定し、皆伐を行ったところであるが、森林環境譲与税を活用し、皆伐地の再造林のための苗木購入や、森林整備促進を図るための機器購入者に対する一部補助を創設し、林業振興を図る。

また、スギを中心とした人工林が利用期を迎えており、生産量が増加傾向にある一方、島内での利用は生産量の約1割程度しかないため、安定した新たな市場の開拓が喫緊の課題となっている。

このような中、間伐材の島外出荷に取り組んでいるところであるが、内地と比較して輸送にコストがかかるため、森林所有者の収益が少ないのが現状である。

海上輸送のコストがかかる離島においては、価格的にも有利な販売先の確保やこれらに対応した生産体制の構築など、関係者一体となった取り組みが重要となっている。

このため、間伐材の安定的な供給体制を確立するため、「屋久島地杉販売プロジェクト」の推進や林業関係者による各種定例会の開催により、関係機関と連携した取り組みを推進する。

さらには、国の輸送支援事業を活用して輸送にかかる費用の低コスト化により林業振興を図る。

また、国との「屋久島地域森林整備推進協定」に基づき、民有林・国有林が連携して間伐等の森林整備を進める。特に北部団地内においては、木材を効率的に搬出するため、骨格的林道となる屋久島北部線の整備を推進する。

公共的機能の高い松林については、松くい虫の被害を阻止するため、薬剤の地上散布や樹幹注入を実施し、その他の松については、被害が拡散・拡大しないよう伐倒処理や焼却処分による駆除を実施する。

地域の森林整備の中核的担い手である森林組合については、経営改善計画に基づく健全な組合経営が図られるよう指導・助言を行う。

①林業総務費（1,608千円）

施設管理経費、各種協議会負担金 他

②林業振興費（100,350千円）

松喰虫防除委託（地上散布・伐倒処理）	3,600千円
森林づくり推進活動委託	900千円 ※税対応
屋久島杉材の魅力・再発見事業委託	1,500千円
機械器具リース料	7,538千円
林業活性化モデル事業負担金	1,705千円 ※税対応
森林整備地域支援交付金	600千円
森林整備促進事業補助金	4,350千円 ※税対応
島内産材需要拡大対策事業補助金	2,500千円 ※税対応

戦略産品輸送支援補助金	61,764 千円
（新）林業就業者研修補助金	200 千円 ※税対応
（新）屋久島地杉苗再興推進事業補助金	750 千円 ※税対応
屋久島森林組合運営資金貸付金	5,000 千円

水産業については、温暖化による影響や漁業者の高齢化により、水揚げの大半を占めるトビウオ漁や瀬物・サバー本釣り漁の全体的な漁獲量は年々減少している。更に海外輸入品の消費増加により、地元水産物の消費減少等を原因とした魚価の低迷から漁家経営は厳しい状況が続いている。

このようなことから、県の「水産業復興基本計画」に基づき、持続的、安定的な漁業資源を確保するため、計画的な漁場の整備、藻場の造成、有用魚介類の種苗放流を行い、適切な管理による資源回復を活用した「つくり育てる漁業」等の推進を図る。

また、国庫補助等を活用し、若手漁業者の技術研修等に取り組み、後継者や新規就業者の育成・確保を図る。また、海上輸送費の支援や流通体制の拡充による鮮魚価格の安定、水産加工品の新商品開発や販売対策に努める。

トビウオの日本有数の漁獲地である長崎県平戸市と新上五島町、屋久島町と「茅乃舎だし」などあごだしの商品を多く手掛けている久原本家グループの4者において「九州あご文化推進委員会」を発足し、公式 WEB サイト (<http://kyushuago.jp/>) の立ち上げや福岡市天神ビルでの歳末イベントの実施など九州に伝わるあごの食文化を広げていくための情報発信を行っている。今年度も4者連携し、更なる PR 活動を実施していく。また、屋久島漁協との連携も更に強化し、地元水産物の情報発信や漁業振興大会（お魚祭りや料理教室等）を開催し、地元消費の拡大を図る。

①水産業総務費（1,101 千円）

各種協議会負担金 他

②水産業振興費（27,062 千円）

種子島周辺漁業対策事業補助金	12,075 千円
離島漁業再生支援交付金	12,426 千円
水産業振興対策事業補助金	405 千円

③漁港管理費（1,742 千円）

町管理漁港施設維持管理経費、各協議会等負担金

小規模企業を取り巻く環境は、少子高齢化、海外との競争激化、地域経済の低迷等により、売り上げや事業者数の減少等が課題となっている。

このことから、国では「小規模企業振興基本法」及び「小規模支援法」が、県では「中小企業・小規模企業の振興に関するかごしま県民条例」が制定され、各種支援策が講じられてい

る。本町では商工会と連携し、県事業の活用のほか安定かつ長期的な事業運営を展開するために必要な支援事業を継続していく。

昨年10月から実施された消費税増税・軽減税率導入による経済消費への影響が懸念されたところであったが、国における反動減対策事業の効果もあり、消費も大きく落ち込むという状況には至っていない。現在、取り組みが行われている中小・小規模事業者の店舗での消費者へのポイント還元等の支援策が6月末を目途に実施されているが、ポイント還元終了後に、新たにマイナポイントを活用した消費活性化策が実施されるため、事業の周知を含め推進していく。

また、商工会が地域の総合経済団体として取り組んでいる各種イベント・ボランティア活動についても、地域の活性に寄与する取組みとして引き続き連携していく。

「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」の雇用機会拡充事業は、創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対する運営支援と町内の雇用機会を拡充する有効な事業として、制度周知と適切な執行管理を行う。

消費者対策については、情報化社会の進展による架空請求など様々な取引をめぐる消費者トラブルの未然防止に向け、第一線の相談窓口を担い、県消費生活センター、弁護士会、警察等と連携しながら取り組む。

①商工総務費（65,559 千円）

雇用機会拡充事業補助金	27,000 千円
商工会助成金	3,970 千円
商工業振興資金利子補給補助金	2,000 千円
商工業販路拡大助成金	500 千円
イベント運営費補助金	3,500 千円
商工業安定資金貸付金	5,000 千円
屋久杉加工協同組合運営資金貸付金	4,000 千円

②共同店舗施設管理費（1,723 千円）

施設管理経費

③特産品展示館管理費（944 千円）

施設管理経費

【建設課】

建設行政の方針

生活の基盤、産業の基盤となる一体的な交通環境づくりと災害に強いまちづくりを進め、住民の財産と安全を守るための施策の実現に努める。

1. 農業施設整備事業

農業の基盤である農道等の整備・維持補修に努める。

① 農道等の維持補修費

・農道太田平線改良工事	16,000千円
・用排水路整備工事（小島加藤次地区）	6,000千円
・維持補修費（修繕料、重機借上料、工事材料費）	2,153千円

② 県営事業負担金

・県営畑地帯総合整備事業負担金	20,105千円
・県営中山間地域総合整備事業負担金	24,340千円
・県営水利施設整備事業負担金	6,200千円
・県営用排水施設整備事業負担金	4,740千円
・県営水利施設等保全高度化事業負担金	5,000千円

2. 林道施設整備事業

林業の基盤である林道等の整備・維持補修に努める。

① 林道等の維持補修費

・林道船行支線改良工事	5,000千円
・林道船行支線測量設計業務委託	2,000千円
・林道屋久島北部線用地測量業務委託	1,500千円
・維持補修費（修繕料、重機借上料、工事材料費）	1,537千円

3. 漁港施設整備事業

漁船の安全係留および漁業の基盤整備を充実するため、漁港施設の機能保全と維持補修に努める。

① 水産基盤機能保全事業

・栗生漁港機能保全工事（西防波堤基礎矢板補修）	100,000千円
・水産基盤機能保全事業計画策定業務	5,000千円

② 漁港の維持補修費

・維持補修費（修繕料、工事材料費）	1,640千円
-------------------	---------

・栗生漁港区域避難航路浚渫業務委託料	6 1 2 千円
--------------------	----------

③ 県営事業負担金

・農産漁村地域整備事業負担金（口永良部漁港）	1 1, 8 0 0 千円
・県単漁港整備事業負担金（口永良部漁港・一湊漁港）	1, 6 0 0 千円
・ストックマネジメント事業負担金	6 0 0 千円

4. 道路橋りょう施設整備事業

地域住民の利便性及び安全性を図り、地域経済に寄与する生活基盤の整備と道路環境の維持・補修・美化に努める。

① 社会資本整備総合交付金事業

・安房中学校線道路整備工事	2, 0 0 0 千円
・大川橋橋梁整備工事	4, 0 0 0 千円
・城の川橋橋梁整備工事	4 7, 0 0 0 千円
・荒川トンネル整備工事	5, 0 0 0 千円
・麦生循環線 2 号線道路整備工事	2, 0 0 0 千円
・橋梁長寿命化点検業務委託	1 2, 0 0 0 千円
・麦生循環線 2 号線測量設計業務委託	1, 0 0 0 千円
・建物等補償費（麦生地区バス停歩道整備）	1 1, 0 0 0 千円

② 町道整備事業

・野平線道路整備工事	1 0, 0 0 0 千円
・集落内道路整備工事	8, 0 0 0 千円
・道路台帳補正業務委託	5, 0 0 0 千円

③ 地域振興推進事業

・口永良部島避難所道路整備工事	6, 6 0 0 千円
-----------------	-------------

④ 特定離島ふるさとおこし推進事業

・口永良部島道路反射鏡設置工事	5, 0 0 0 千円
-----------------	-------------

⑤ 道路維持補修費

・町内危険箇所整備工事	8, 0 0 0 千円
・維持補修費（修繕料、重機借上料、工事材料費）	7, 5 8 3 千円

⑥ 県営道路事業負担金

・地方特定道路整備事業負担金 （白谷雲水峡線・屋久島公園安房線）	1 4, 0 0 0 千円
-------------------------------------	---------------

5. 河川施設整備事業

河川の氾濫や土砂災害の未然防止に努め、住民の生命財産を守り、安全安心な生活環境を確保するとともに、自然環境に配慮した河川施設整備に努める。

① 河川整備事業

- ・尾之間温泉川整備工事 8, 0 0 0 千円
- ・栗生地区河川整備工事 2, 5 0 0 千円
- ・栗生地区河川測量設計業務委託 3, 0 0 0 千円

② 緊急自然災害防止対策事業

- ・下川護岸整備工事 4 6, 0 0 0 千円

③ 河川維持補修費

- ・維持補修費（修繕料、重機借上料） 2, 1 7 5 千円
- ・水門等管理委託料（永田川・一湊川・栗生川） 1, 0 6 8 千円

6. 港湾施設整備事業

港湾施設の機能保全と維持補修に努める。また、海上交通の要である宮之浦港・安房港の整備を促進し、経済の活性化を図る。

① 港湾維持補修費

- ・維持補修費（修繕料、工事材料費） 1, 1 2 7 千円

② 県営事業負担金

- ・防災安全交付金事業負担金（宮之浦港・安房港） 2 0, 6 0 0 千円

7. 都市計画事業

快適な都市空間をつくり、住民に安らぎと安心を与える街路の整備・維持に努める。

① 都市計画維持補修費

- ・宮之浦街路灯整備工事 7, 0 0 0 千円
- ・清掃委託料（安房墓地公園） 3 2 2 千円

② 県営事業負担金

- ・ふれあいとゆとりの道づくり事業負担金（宮之浦地区） 2, 0 0 0 千円

8. 危険家屋解体撤去事業

町内の景観及び住環境の向上並びに安心安全を確保する為、危険家屋の撤去を推進する。

① 危険家屋解体撤去補助事業

- ・危険家屋解体撤去補助金 3, 0 0 0 千円

9. 町営住宅事業

公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の維持・保全と計画的な修繕に努め、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で町営住宅を提供し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。また、住宅及び敷地内の安全・衛生管理（犬・猫等の飼育禁止、騒音禁止など）について入居者への周知徹底を図ると共に、家賃の長期滞納者に対しては、住宅の明渡し請求及び滞納家賃等の支払いを求め法的措置を行う。

① 町営住宅管理事業

・維持補修費（修繕料、工事材料費）	10,190千円
・委託料（消防設備点検、貯水槽清掃、シロアリ駆除他）	2,848千円
・香附子団地機能性向上工事	79,750千円
・深川団地浄化槽設備改修工事	3,000千円

【地域住民課】

地域住民課は、永田、宮之浦、安房、尾之間、栗生、口永良部島の6出張所で組織しており、各課の業務の取次（証明、申請、受付、収納等）を行う総合窓口として地域に根差した行政サービスを行います。

また、各種会合や地域間交流の拠点である離島開発総合センター及び総合センターの維持管理に努め、展示や舞台発表など各種発表の場として活用を図ります。

併せて、時間外及び土・日・祝日の出張所及び敷地内の警備見回り、電話対応、関係施設の鍵の引継ぎ等を警備業務委託により実施します。

令和2年度の本課にかかる歳入・歳出は次のとおりです。

【歳入】

13.2.1	総務手数料	
	1.001	総合センター使用料 420千円
	3.003	行政財産占有料 396千円
	4.004	船員法事務手数料 1千円
19.5.2	雑入	
	1.011	電話使用料 2千円
	1.012	コピー複写代 71千円

【歳出】

2.1.8	宮之浦出張所費	119,513千円
	・職員の人件費関係は、この目で支出	
2.1.9	尾之間出張所費	5,866千円
2.1.10	安房出張所費	3,844千円
2.1.11	栗生出張所費	173千円
2.1.12	永田出張所費	2,844千円
	・会計年度任用職員が勤務	
2.1.13	口永良部島出張所費	1,017千円
2.1.16	総合センター管理費	36,855千円
	・離島開発総合センター事業	10,595千円
	うち、ホール耐震診断業務委託	(3,500千円)
	・安房総合センター事業	26,260千円
	うち、ステージ吊物設計委託	(1,800千円)
	うち、ステージ吊物改修工事	(18,000千円)

【選挙管理委員会】

選挙の適切な管理執行を基本とし、以下のとおり計画している。

1 選挙管理委員会

以下の業務に係る執行経費として、10,409 千円を予算計上している。

(1) 定例委員会の開催（毎月 1 回）

委員報酬 委員長 月額 44,600 円

委員（3 名） 月額 31,600 円

(2) 臨時委員会の開催（選挙時等必要に応じて開催）

(3) 選挙人名簿の定時登録事務 年 4 回（6 月・9 月・12 月・3 月）

(4) 選挙人名簿の選挙時登録事務（選挙ごと）

(5) 検察審査員候補者の選定事務 毎年 1 回（9 月）

(6) 裁判員候補者の選定事務 毎年 1 回（9 月）

(7) 鹿児島県選挙管理委員会連合会総会・研修会、選管連熊毛支会総会（5 月）、熊毛支会 選管連委員・職員研修会（2 月開催予定：屋久島町）

(8) その他報告関係事務等

2 選挙啓発

以下の業務に係る執行経費として、572 千円を予算計上している。

(1) 町明るい選挙推進協議会総会の開催（4 月開催予定）

(2) 県明るい選挙推進協議会熊毛支会総会への参加（5 月末予定：鹿児島市）

(3) 明推協熊毛支会開催の指導者研修会への参加（11 月開催予定：中種子町）

(4) 選挙啓発活動

常時啓発活動として、屋久島高校（3 年生は 18 歳新有権者）を対象とした出前授業を始め、中学校生徒会役員選挙（10 月予定）に投票記載台と投票箱を貸し出し、併せて屋久島町明るい選挙推進協議会委員が立会指導を行うなど、若年層への選挙啓発を実施予定

その他、選挙時啓発活動として、啓発ビラ配りを実施予定

(5) 選挙啓発冊子「しろばら」の全戸配布（1 月予定）

3 県知事選挙

執行経費として、10,669 千円を予算計上している。

任期満了により 7 月に選挙執行予定

4 その他

衆議院の解散や直接請求（リコール等）が行われる際は、補正予算を計上し対応予定である。

【農業委員会】

農業委員会組織は「農業委員会等に関する法律」の改正を踏まえ、従来からの法令業務に加えて、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農や新規参入の促進といった「農地利用の最適化の推進」のための取組みと目に見える成果が求められている。

更に、昨年公布された農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正に伴い、農地利用の集積・集約化の一層の促進に向けて、農業委員会に対して、「農地所有者等の意向把握」、「集落での話し合い」等農地利用の最適化の取組みの明確化・重点化が求められている。

また、令和2年度は7月に農業委員会委員等の改選期で2期目を向かえることから、これまで以上に農業委員及び農地利用最適化推進委員の適切な役割分担と連携に努めなければならない。

よって、本会ではこうした情勢を踏まえ、農業委員会活動の実践と農地行政の適正執行に取り組むため、以下のとおり積極的な事業推進を図っていく。

1. 農地等の利用の最適化の推進活動の展開

(人・農地プランの推進)

人・農地プランの実質化にあたっては、農業委員および農地利用最適化推進委員も参加し、地域のコーディネーター役を果たすように求められているが、地域の特性や地域が抱える課題を理解し、各関係機関が緊密に連携しながら、人・農地プランが真に実効性を持つものとなるよう、地域の話し合い活動を円滑に進めていく。

(農地等の利用の最適化の推進)

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進を図るため、以下の「現場活動」を展開する。

●鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検

～農業委員・推進委員「1・5・一絵」活動の展開～に基づく農家へのアンケート調査の実施。戸別訪問や調査などによる農地の出し手や受け手への意向確認を踏まえた担い手に対する農地のあっせんを進める。

●農地の出し手に対する「農地中間管理事業」の活用促進

●遊休農地の発生防止・解消に向けた農地利用状況調査、農地利用意向調査の実施

●農地のあっせんや農地所有者等との調整活動を通じて、既存の担い手だけでなく、新規就農者や企業等の参入支援を図っていく

2. 情報提供・広報活動の強化

農業委員会活動や業務を広く周知するとともに、地域における課題や農政に関する町民からの提案及び農業者の意向把握などの情報活動の推進に努める。

- (1) 町の広報誌やホームページを活用しての農業委員会活動の情報提供
- (2) 全国農業新聞の普及拡大

3. 農政・研修活動の実施

地域の農業の発展及び行動する農業委員会づくりのため、農政活動及び研修活動の充実に努める。

- (1) 関係機関及び団体との連携強化
農作業労働賃金等に関する調査

【教育振興課】

< 基本方針 >

本町教育振興計画の基本目標である【あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり】を目指すため「第3期屋久島町教育振興基本計画」に基づく諸施策を展開します。

人権教育・同和教育・道徳教育をはじめとする『思いやりに満ちた豊かな心と健康な体を育む教育』を基盤としながら、『自然と歴史と人に学ぶ教育活動の推進』、『地域とともにある学校運営の推進』、『自ら学び・共に高め合い・広め合う生涯学習の推進』に努めます。

そのためには、教育行政の責任執行機関である教育委員会と、その構成員である教育委員が地域住民の意思を反映し、その期待に応え、自らの責任を十分に果たせられるよう、引き続き自己研鑽に努めます。

学校教育においては、確かな学力、豊かな心、健やかな身体をバランスよく育てるとともに「自分のふるさとを大切に、ふるさとで生きる子供」、「知識だけではなく知恵を身に付けた子供」、「人権感覚と自尊感情を持った子供」、「危機管理ができる子供」、「人生設計ができる子供」を育てます。

新学習指導要領の全面実施（小学校：令和2年度、中学校：令和3年度）に伴い、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を進め、子供たちに「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力」を育みながら、中学校でも「特別の教科 道徳」を先行実施し、道徳教育の充実を図ります。また、世界自然遺産の島ならではの「屋久島型ESD（持続発展教育）」を継続・発展させ、さらに子供たちが安心・安全に学べるように、いじめ防止対策、不登校対策を強化します。

それらのために、各種研修会を実施して教職員の資質向上を図り、「子供の姿に結果を出す」教職員を育成するとともに、学校、家庭、地域の連携を強化し、地域とともにある活力ある学校づくりを推進します。活力ある学校づくりには、安全・安心な学習環境づくりに努め、老朽化した学校施設を機能改善するとともに長寿命化を図ります。また、学校施設の国のICT環境整備方針等を踏まえ、学校におけるICT環境の整備に努めます。

学校給食においては、心身ともに成長発達段階にある子供たちにとって、栄養バランスのとれた給食を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るとともに食に関する正しい理解と望ましい習慣を養い、健全な食生活を営むことができる判断力を身につけさせるよう努めます。

また、安心・安全な食の提供を実施するために最大の注意を払い、心豊かな学校生活と食育の推進を図ります。

社会教育においては、町民が自己の人格を磨き、健康で豊かに生活するための地域社会づくりを目指し、指導者の育成や確保、社会教育施設の維持など、生涯学習基盤づくりに努めるとともに、青少年団体の活動、成人団体や文化団体の活動、公民館活動等の充実を図り、健康づくりや生涯スポーツの観点から各種スポーツ・レクリエーション活動の振興に努めます。

また、民俗芸能の保存や文化団体の育成に努めるとともに、郷土に残る貴重な文化財の調査や適切な管理を行い、その活用を図ります。

令和2年9月14日「燃える感動かごしま国体OWS競技」が本町一湊海水浴場で開催されます。

残された期間、各関係機関と連携を図り、町民運動を展開するなどし、おもてなしと競技運営体制の充実を図り、万全の体制で大会を成功に導きます。

以上、主な事業計画は次のとおりです。

1 教育委員会費（予算額 1,905千円）

定例並びに臨時教育委員会において、本町教育行政の諸計画・施策等の策定、関係機関施設の管理運営等についての議決をはじめ、当面する教育課題等についての協議、情報提供及び意見交換並びに学校訪問や行事参観等を通して本町教育行政の推進に資するとともに、「屋久島町教育大綱」に沿った町長部局との連携により教育行政の充実を図る。

さらに学校経営説明会及び報告会を開催し、学校長から直接学校経営や概況について説明を受け、学校の経営状況等を把握する。

また、地域住民の意思を反映し、その期待に応えるための自らの責任を十分果たせるよう、研修会等へ積極的に参加し、教育委員としての資質の向上を図る。

2 事務局費（予算額 130,222千円）

(1) 教育支援委員会

特別な支援が必要な幼児及び児童生徒に対し、適正な就学判断と継続支援を行うため、教育支援委員会を年3回開催する。

・事業費 138千円

(2) 人材派遣事業

本町在住の中学生・高校生を海外に派遣し、外国の歴史や文化、生活に直接触れさせることで国際的視野の拡大を図るとともに、本町の国際化促進に寄与できる心豊かでたくましい人間の育成を図る。

・事業費 2,500千円

- ・派遣期間 7～8月 約3週間
- ・派遣先 ニュージーランド（ダーガビル）
- ・派遣人員（予定） 中学生・高校生 5名

(3) 学校司書業務担当者の配置

学校図書等の整備、また、児童生徒への読書啓発活動のため、学校司書業務の担当者4名を配置する。

・事業費 10,240千円

(4) 地域ぐるみ学校安全体制推進事業（スクールガードリーダー配置事業）

防犯の専門家を、スクールガードリーダーとして2名を配置し、子どもの登下校時等の安全確保を行う。また、スクールガード（安全ボランティア）との連携や指導等を通して、その取組を支援する。

・事業費 511千円 （北部地区1名・南部地区1名配置）

(5) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣

学校における児童生徒の心のケア、教職員・保護者の相談等に対応するため、専門的な立場からの指導・助言を行う。また、問題行動等に対応する校内支援体制の構築や支援の在り方のアドバイス、関係機関との連携等を行う。

・事業費 949千円

(6) 養護教諭の配置

金岳小・中学校の学級減により、養護教諭が配置されない場合に備え、町費で養護教諭を採用・配置し、児童生徒の健康・安全面の管理・保健指導等を行う。

・事業費 4,274千円

(7) いじめ問題防止対策

いじめ防止等に関する機関及び団体の連携、いじめ防止の実効的対策、重大事態発生時における対処を図る。

・事業費 197千円

3 教育振興経費（予算額 186,029千円）

(1) 外国青年招致事業（英語助手）

プログラムコーディネーターとして外国青年等2名を雇用し、今年度から始まる小学校英語

教科に対応し、国際性豊かな児童生徒の育成のための国際理解、異文化理解学習の推進に努めるとともに、小学校及び中学校における外国語授業会話の補助、教員に対する現職研修への協力等を通して、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。

・事業費 6,640千円

(2) 特別支援教育支援事業

小・中学校において教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、日常生活の介助及び学習活動上のサポート等適切な教育を行うため、支援員を配置する。発達障害の疑いのある児童生徒、広汎性発達障害、知的障害、自閉症、情緒障害、LD、ADHD等の疑いのある児童生徒を支援するために、12校合計21名（内1名は屋久島高等学校）を配置する。

・事業費 29,517千円

- ・配置校 宮浦小学校・安房小学校・神山小学校・八幡小学校
栗生小学校・永田小学校・小瀬田小学校・一湊小学校
中央中学校・安房中学校・岳南中学校・屋久島高等学校

(3) 教職員健康診断・教職員ストレスチェック診断・児童生徒耳鼻咽喉科検診事業

学校保健法及び労働安全衛生法に基づき、学校教育の円滑な実施に資するため、教職員の健康診断及びストレスチェックや児童生徒の検診を実施し、治療の勧告やその他保健上必要な助言を行い、健康管理と保健指導に努める。

・事業費 2,059千円

(4) スクールバス委託事業及び高校通学バス委託事業

遠距離通学をしている児童生徒及び高校生の交通の安全確保を図るため、委託事業を継続して行う。また、屋久島町スクールバス運営等検討委員会において、町内学校間で通学補助制度の相違があることから、補助制度のあり方を検討し、実情に即した通学の基準、内容を再構築していく。

・事業費 78,404千円

- ・岳南中学校通学バス委託 14,080千円
- ・北部小・中学校通学バス委託料 30,030千円
- ・屋久島高校通学バス委託料 34,210千円
- ・スクールバス運営等検討委員会 84千円

(5) 自然体験学習事業

郷土教育の視点から、児童生徒が郷土の自然に対する体験的な学習を通して、郷土についての理解を深め郷土愛と自然を守る豊かな心を育むことを目的に、教育環境の整備や実践活動の推進を図る。

・事業費 840千円

(6) 山海留学実施事業

地元児童と留学児童の相互作用により教育効果の向上と振興を期し、あわせて校区の活性化と発展を図るため、永田小学校（かめんこ留学）、栗生小学校（まんてん留学）、八幡小学校（じょうもん留学）、一湊小学校（黒潮留学）、金岳小中学校（南海ひょうたん島留学）において山海留学制度を実施する。

・事業費 14,067千円

- ・かめんこ留学助成金 1,440千円
- ・まんてん留学助成金 720千円
- ・南海ひょうたん島留学委託料 5,280千円
- ・じょうもん留学助成金 480千円
- ・屋久島黒潮留学助成金 1,920千円
- ・二次募集分助成金 2,400千円
- ・山海留学実施委員会運営補助 1,000千円
- ・他山海留学事業費 827千円

(7) 特別支援学校在籍児童生徒教育扶助事業

本町の児童生徒が島外の特別支援学校等に在籍したとき、保護者の定期的訪問に必要な旅費

の一部を扶助することにより、対象世帯の負担軽減を図る。

・事業費 1,452千円

(8) ESD（持続発展教育）推進事業

世界自然遺産や伝統文化等を素材とした学習を通して、体験活動と地域の人とのつながりから「学び、考え、行動する力」と「自尊感情」を高めることを目的として、屋久島らしい特色ある教育を推進する。

・事業費 80千円

(9) 統合型校務支援システム導入事業

システム導入により、教職員に係る事務負担を軽減し、働き方改革の推進に努め、さらに教育委員会及び各学校間の連携充実を図る。

・事業費 15,835千円

(10) 離島高校生修学支援金交付事業

へき地教育振興法等に基づき、離島高校生修学支援費が設けられたことに伴い、高校が設置されていない口永良部島の中学生の高校進学（3名）に対する保護者の負担軽減を図る。

・事業費 1,275千円

(11) 教育支援センター事業

不登校の状態にある児童及び生徒を対象として、特別支援教育支援員を1名配置し、児童・生徒の自立を促し集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校への復帰を支援する。

・事業費 289千円

4 教職員住宅事業費（予算額 8,095千円）

小・中学校に勤務する教職員が安心して職務に専念できるように、教職員住宅の住居環境の整備を図る。また、安房地区教職員住宅浄化槽設置工事を行う。

・事業費 7,320千円

・修繕料	3,720千円
・工事請負費	3,600千円

5 小学校学校管理費（学校配分）

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各小学校へ管理費を配分する。

・予算額 35,274千円

6 小学校学校管理費（事務局費）（予算額 61,413千円）

(1) 就学時健康診断事業

学校保健法に基づき、就学前の健康診断を通して、健康で安心して就学するための手立てと必要な助言・指導の機会とする。

・事業費 242千円

(2) 児童各健康診断事業

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱により、児童の健康診断を実施し、心身の健全な発達や健康の保持増進に努め、学校教育の充実を図る。

・事業費 2,238千円

・学校医・歯科医・薬剤師報酬	1,844千円
・児童各検査委託料	394千円

(3) 小学校施設等整備事業

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い、児童が安心して学ぶための施設整備を図るとともに、学校教材、学校備品の充実を図り、教育環境の充実に努める。

・事業費 50,274千円

・教材・備品購入費	9,374千円
・施設修繕費	4,150千円
・小学校洋式トイレ改修工事（22基）	4,840千円

- ・一湊小学校屋体屋根防水工事 18,600千円
- ・栗生小学校大・小プール防水塗装工事 13,200千円

7 小学校教育振興費（学校配分）

特別支援学級を設置している学校への支援を通し、支援の必要な児童一人一人のニーズに応じ、きめ細やかな特別支援教育を推進する。

- ・事業費 2,894千円
 - ・特別支援学級設置校 宮浦小学校・一湊小学校・小瀬田小学校・栗生小学校
八幡小学校・神山小学校・安房小学校

8 小学校教育振興費（事務局費）（予算額 31,334千円）

(1) 小学校教科書改訂により令和2年度用後期用教師用指導書・教科書を購入する。

- ・事業費 3,974千円

(2) 遠距離通学をしている児童の安全確保を図るため、定期券の交付を行う。

- ・事業費 1,650千円

(3) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業

特別支援学級に在籍する児童及び要保護準要保護児童の保護者の経済的負担の軽減を図り、義務教育の円滑な実施に資する。

- ・事業費 10,043千円
 - ・学用品費等 2,143千円
 - ・医療費 300千円
 - ・学校給食費 5,717千円
 - ・特別支援教育 613千円
 - ・校外活動費 52千円
 - ・令和3年度新入学予定者学用品費 1,218千円

(4) 高度へき地修学旅行費補助事業

日常生活で直接経験できない自然や異文化に触れることで、広く豊かな心の醸成を育み、集団生活の楽しさや学校における教育活動をさらに充実させるとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。

- ・事業費 3,455千円

(5) パソコン機器の整備事業

小学校の情報教育のための児童用パソコン機器のリース

- ・事業費 10,024千円

9 中学校学校管理費（学校配分）

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各中学校へ管理費を配分する。

- ・予算額 17,148千円

10 中学校学校管理費（事務局費）（予算額 24,840千円）

(1) 生徒各健康検診事業

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱により、児童の健康診断を実施し、心身の健全な発達や健康の保持増進に努め、学校教育の充実を図る。

- ・事業費 1,156千円
 - ・学校医・歯科医・薬剤師報酬 846千円
 - ・生徒各検査委託料 310千円

(2) 中学校施設等整備事業

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い、児童が安心して学ぶための施設整備を図るとともに、学校教材、学校備品の充実を図り、教育環境の充実に努める。

- ・事業費 21,965千円

・教材・備品購入費	4,953千円
・施設修繕費	2,225千円
・岳南中学校大規模改造設計業務委託	11,000千円
・中学校洋式トイレ改修工事（12基）	2,640千円

11 中学校教育振興費（学校配分）

特別支援学級設置校に対し支援することで、生徒一人一人が自己の存在感を認識するとともに、相互の存在価値を認め合う、心身共にたくましい生徒の育成に努める。

- ・事業費 1,130千円
 - ・特別支援学級設置校 中央中学校・岳南中学校・安房中学校

12 中学校教育振興費（事務局費）（予算額 26,872千円）

- (1) 遠距離通学をしている生徒及び教育支援センターに通所している生徒の安全確保を図るため、定期券の交付を行う。

- ・事業費 564千円

- (2) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業

特別支援学級に在籍する生徒及び要保護準要保護生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、援助することにより義務教育の円滑な実施に資する。

- ・事業費 7,418千円
 - ・学用品費等 1,967千円
 - ・医療費 300千円
 - ・学校給食費 3,432千円
 - ・特別支援教育 445千円
 - ・校外活動費 52千円
 - ・体育実技用具費 37千円
 - ・令和3年度新入学予定者学用品費 1,185千円

- (3) 高度へき地修学旅行費補助事業

日常生活で直接経験できない自然や文化に触れ、広く豊かな経験をして学校における教育活動を充実・発展させるとともに集団生活の楽しさを味わわせる。また、保護者の経済的負担の軽減を図る。

- ・事業費 7,172千円

- (4) 中学校体育連盟補助及び県体等出場補助事業

中学校体育連盟主催の大会及び県体育大会等に出場する生徒に対し、競技力の向上・体力の向上及び心身の調和的発達を図るため参加補助を行う。

- ・事業費 3,257千円
 - ・中学校体育連盟補助 1,000千円
 - ・県体等出場補助 2,257千円

- (5) パソコン機器の整備

中学校の情報教育のための生徒用パソコン機器のリース

- ・事業費 7,494千円

13 幼稚園費（予算額 19,549千円）

幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実を図る。また、保育時間を変更し、保護者の就労、子育てを支援する。

- ・事業費 842千円
 - ・学校歯科医・薬剤師報酬 146千円
 - ・園児預かり保育指導員業務委託 478千円
 - ・補助教員業務委託 84千円
 - ・備品購入費 90千円

14 社会教育総務費（予算額 58,507千円）

(1) 社会教育諸条件の整備，充実

社会教育諸条件の整備と活用の充実を図る。

・事業費 3,373千円

- ・社会教育指導員の配置（給料 1,730千円，各種手当 787千円，共済費 428千円）
- ・社会教育委員会議の開催（報酬 98千円，費用弁償 24千円）
- ・社会教育委員の県・地区研修会への参加（費用弁償 75千円）
- ・青少年育成町民会議及び青少年問題協議会の開催（報酬 187千円，費用弁償 44千円）
- ・社会教育関係職員の研修
- ・町報を活用した「教育委員会だより」の紙面充実

(2) 人権同和教育の促進

同和問題をはじめとする様々な人権課題についての研修に取組み，差別を許さない気風を構築し，誰もが大事にされる信頼と融和のある住みよい社会づくりをめざす。

・事業費 67千円

- ・町人権教育研修会の開催【生涯学習県民大学講座の活用】（費用弁償 41千円）
- ・人権教育指導者の育成，資質向上とその活用【地域，学校等】（旅 費 26千円）
- ・社会教育関係団体等での学習会の充実【家庭教育学級，成人学級等】
- ・学校や関係機関との連携による人権教育の推進【人権の花運動】

15 生涯学習推進費（予算額 806千円）

生涯学習社会に対応した町民の多様なニーズに応える学習機会を提供するなどし，家庭や地域の教育機能の活性化を図るための諸施策の展開に努め，生涯学習の基盤づくりを進める。

・事業費 806千円

- ・生涯学習講座【3講座】の開設（謝 金 90千円 消耗品費 15千円）
- ・社会教育関係団体指導者研修への派遣（費用弁償 165千円）
- ・生涯学習大会の開催（講師派遣委託料他 493千円）
- ・「ありがとう」の手紙事業の実施（報奨金等 43千円）
- ・生涯学習県民大学講座【人権教育，郷土理解】

16 社会教育活動費（予算額 7,161千円）

(1) 学校応援団の充実

家庭・地域・学校・各種団体との連携と協働による社会教育の充実を図り，地域人材の活用による学校教育活動に対する支援や青少年団体活動や地域活動への相互支援に努める。

・事業費 112千円

- ・推進体制の整備【学校応援団実行委員会】の開催（費用弁償 22千円）
- ・学校応援団事業の実施（補助金 60千円）
- ・地域コーディネーター研修会（費用弁償 30千円）
- ・学校支援人材バンクの整備

(2) 幼児期の教育支援

各地域にて自主開設される幼児学級への適切な助言，指導と支援を図る。

・事業費 3,309千円

- ・幼児学級【永田・口永良部島】の育成と支援（補助金 2,519千円）
- ・幼児学級指導者等研修会の参加促進
- ・児童演劇公演「町子ども劇場」の実施（委託料 700千円，賃借料 90千円）

(3) 幼児期及び小・中学校期の家庭教育の充実

幼児期及び小中学校期の家庭教育については，各学校の家庭教育学級開設の支援を図り，保護者並びに教育関係者への研修会等を企画し，家庭教育力の向上に繋げる。地域ぐるみで家庭教育を支援する環境づくりを図る。

・事業費 501千円

- ・家庭教育学級の開設【16学級】 (補助金 400千円)
- ・各家庭における「さわやかあいさつ」運動への取り組み推進
- ・幼児教育指導者研修会等 (費用弁償 101千円)

(4) 青少年教育の充実

世界自然遺産の島「屋久島」を認識し、郷土に誇りと感動を覚えながら、自立自興の気概に富む青少年育成に努める。また、社会教育関係団体が行う活動の助言や支援を図り、積極的な研修会や各種事業等への参加を促進する。

・事業費 1,619千円

- ・屋久島町成人式の開催 (事業費 490千円)
- ・ジュニアリーダーの研修派遣促進 (本町開催)
- ・青少年健全育成ポスター、標語コンクールの開催 (事業費 71千円)
- ・屋久島ジュニア検定の実施 (事業費 220千円)
- ・町子ども会育成連絡協議会の育成 (補助金 640千円)
- ・高校生クラブ「ぼんだま」の育成、支援 (補助金 100千円)
- ・青年団体指導者研修会への参加促進 (事業費 98千円)
- ・町青年団連絡協議会への助言
- ・「さわやかあいさつ」運動の推進【青少年健全育成ポスター・標語コンクールと連携】

(5) 成人教育の充実

成人学級や成人団体への適切な助言、指導と支援を図る。

・事業費 1,180千円

- ・町女性団体への支援 (補助金 800千円)
- ・町PTA連絡協議会の支援 (補助金 290千円)
- ・町校外生活指導連絡協議会への支援 (補助金 90千円)
- ・「さわやかあいさつ」運動推進への参画、活動実践の促進

17 公民館費 (予算額 21,902千円)

(1) 公民館活動の充実

地域住民の学習への取組や地域の問題解決に向けた公民館活動を積極的に支援する。

・事業費 563千円

- ・町公民館長連絡協議会への支援 (補助金 260千円)
- ・自治公民館経営研修会、公民館長等研修会への参加促進 (旅 費 63千円)
- ・地域ぐるみの「さわやかあいさつ」運動の推進
- ・地区公民館活動の支援
- ・地区公民館等講座の開設【8学級】 (謝 金 240千円)
- ・地域と学校との連携促進

(2) 地区公民館等の維持、管理

生涯学習や地域交流の拠点となる地区公民館等の維持、管理と整備に努める。

・事業費 20,328千円

- ・地区公民館等施設の修繕と工事 (修 繕 料 1,300千円, 工事費 4,500千円)
- ・空調機更新と消防設備点検等 (備品購入費 1,320千円, 委託料 1,151千円)
- ・施設の管理運営 (委 託 料 11,657千円)
- ・消火器取替え【40本】 (消 耗 品 費 400千円)

18 図書館費 (予算額 53,686千円)

生涯学習の拠点施設として、図書室の整備や蔵書の充実と利用者の拡大を図るとともに、巡回図書車「しゃくなげ号」を効率的に運行し、広く町民の読書週間の形成に努める。また、読み聞かせグループ等を積極的に支援し、子どもの読書活動の推進を図る。

なお、図書館システム導入を行い、蔵書をデータ化し、貸出返却・予約・検索などの作業の効率化を図るとともに両図書館と学校図書を一つのデータベースで管理し、横断検索が出来るように

する。

・事業費 52,392千円

- ・図書館システム導入事業 (委託料 45,320千円)
- ・図書室職員の研修と図書室間の連携 4名
(報酬 4,123千円, 職員手当 447千円, 共済費 51千円, 費用弁償 197千円)
- ・巡回図書, 巡回文庫の実施 1名
(報酬 1,030千円, 職員手当 112千円, 共済費 12千円, 費用弁償 50千円)
- ・図書室蔵書の充実 (図書購入費 900千円)
- ・ブックスタート事業の実施【健康長寿課との連携】 (絵本購入費 130千円)
- ・親子読書会, 「子ども読書の日大会」の実施 (消耗品費 20千円)
- ・読書グループや学校司書との連携
- ・読書活動ボランティアの登録・活用
- ・「子どもといっしょに読書の日」や「読書週間」の啓発と「1日20分読書」運動の推進
- ・出張おはなし会の実施

19 保健体育総務費(予算額 14,004千円)

(1) 推進体制の充実

スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため, スポーツ推進委員をはじめとするスポーツ指導者や体育協会を主としたスポーツ団体の育成に努める。

・事業費 1,375千円

- ・スポーツ推進委員会議の開催【12人年5回】と活動促進 (報酬 588千円)
- ・スポーツ推進委員研修への参加 (費用弁償 300千円)
- ・社会体育関係職員の研修 (旅費 487千円)

(2) コミュニティスポーツの振興

町民の運動能力の向上を図り, 健康・体力づくりはもとより, 地域の活性化や生きがいをめざしたコミュニティスポーツの振興に努める。

・事業費 2,881千円

- ・総合型地域スポーツクラブの育成・支援 (補助金 2,881千円)

(3) 団体スポーツ等活動場所の提供

年間または学期間において定期的に利用を希望する団体について, 学校教育に支障のない範囲で学校体育館等施設を開放し, 町民の利用に資する。

・事業費 1,383千円

- ・学校体育館夜間開放事業の実施【32団体10校】 (謝金 1,383千円)
- ・ニュースポーツの普及, 備品貸出し

(4) 団体の育成充実

中核団体への適切な助言, 指導と支援を図る。

・事業費 5,681千円

- ・町体育協会の運営補助 (補助金 5,000千円)
- ・熊毛地区体育協会活動支援 (負担金 349千円)
- ・町スポーツ少年団の育成と支援 (補助金 332千円)

(5) 各種大会の開催と支援

各種スポーツイベントの開催により, 町民の親睦・融和・健康増進を図り, 日常のスポーツ活動を充実させる。

・事業費 876千円

- ・町民体育祭, 町駅伝競走大会の開催 (事業費 876千円)
- ・スポーツ少年団大会, 各種競技大会の支援

(6) 各種大会への参加

町民の意識高揚とチーム力, 競技力向上を図るため, 各種大会への積極的な参加を進める。

・事業費 1,496千円

- ・県民体育大会熊本地区大会への出場及び運営 (船舶等負担金 500千円)
- ・各種競技の県大会出場支援 (町体育協会)
- ・熊本地区市町対抗駅伝競走大会への出場及び運営 (地区駅伝負担金 996千円)
- ・県下一周駅伝競走大会及び地区対抗女子駅伝競走大会の選手強化と出場補助 (地区体育協会等)

20 体育施設費 (予算額 24,812千円)

生涯スポーツを推進するため、安心・安全に利用ができる体育館、グラウンド等身近なスポーツ、レクリエーション施設の維持管理に努める。

- ・事業費 23,600千円
 - ・健康の森陸上競技場、宮之浦陸上競技場等の維持管理5名
(報酬 8,126千円, 職員手当等 851千円, 共済費 2,750千円, 費用弁償 474千円)
 - ・各体育施設の維持管理 (光熱水費 6,203千円, 修繕料 1,138千円, 燃料費 440千円, 手数料 275千円, 委託料 2,843千円)
 - ・乗用型草刈機購入費 (備品購入費 500千円)

21 かごしま国体推進費 (予算額 31,907千円)

(1) 推進体制の整備

燃ゆる感動かごしま国体の成功に向け、町民に対し開催の周知に努めながら町民の参加意識の高揚を図り、町民総参加のもと大会を盛り上げていくとともに、町民・関係機関・関係団体・実行委員会との緊密な連携を図りながら町民協働による大会運営に万全を期すよう努める。

- ・事業費 586千円
 - ・町実行委員会、各専門委員会の開催 (費用弁償 82千円)
 - ・県市町村会議等への出席旅費等 (旅費 474千円)
 - ・事務用品 (消耗品費 30千円)

(2) 本大会の実施

2020かごしま国体オープンウォータースイミング競技の9月開催に向け、本大会を成功させるためには、関係機関・団体及び町民が一丸となって、関係準備から開催まで取り組んでいく必要があり、また、各都道府県の選手・競技役員や大会関係者をはじめ、本町を訪れる全ての方々を、心からのおもてなしでお迎えし、心温まる大会となるよう取り組んで行く。

- ・事業費 31,321千円 (実行委員会へ負担金)
 - ・開催推進費 (1,250千円)
 - ・おもてなし事業費 (1,170千円)
 - ・炬火リレーイベント事業費 (547千円)
 - ・会場整備費 (20,573千円)
 - ・競技運営費 (5,267千円)
 - ・事務局費等 (2,514千円)

22 文化総務費 (予算額 1,320千円)

芸術文化に対する関心を高めるため、文化協会や文化関係団体の育成に努め、文化祭等の各種文化事業を支援するとともに、地域に根ざした文化活動の拠点づくりを進める。

- ・事業費 1,180千円
 - ・町文化協会の育成と活動支援 (補助金 1,110千円)
 - ・町文化協会団体や文化団体自主事業への助言と後援
 - ・熊本地区広域文化祭への参加 (負担金 70千円)
 - ・文化芸術による子どもの育成事業の活用促進
 - ・シドッチ上陸記念祭への支援
 - ・民俗芸能保存会、文化団体への補助事業等情報提供

23 文化財保護費（予算額 8,271千円）

(1) 文化財推進体制の確立

文化財保護法に基づく町内指定文化財等の管理体制を確立し、必要に応じて町文化財保護審議会が町教育委員会事務局及び文化財所有者、管理団体等への指導と助言を行う。

・事業費 1,239千円

- ・町文化財保護審議会【資料館運営委員会】の開催【年2回】（費用弁償 18千円）
- ・地区文化財保護審議会委員等研修会への参加（費用弁償 54千円）
- ・県文化財研修講座等への参加（費用弁償 74千円）
- ・文化財行政関係職員の研修等（旅 費 1,093千円）

(2) 文化財の調査

町内の貴重な建造物や埋蔵文化財、天然記念物等の文化財の適切な保存のため、必要な調査事業を行う。

・事業費 2,400千円

- ・安房城跡確認発掘調査事業

(3) 文化財の保存・活用

町内の貴重な建造物や埋蔵文化財、天然記念物等の文化財の活用のため必要な管理を行う。

・事業費 466千円

- ・町内指定文化財の清掃業務 3箇所（委託料 220千円）
- ・平内民具倉庫収蔵品の管理と保存 1名（報酬 231千円、費用弁償 15千円）

(4) 歴史民俗資料館の充実

歴史民俗資料の整理、記録に努め、郷土教育の拠点施設としての展示内容の工夫を図り、町民の利用を促進するとともに、文化財愛護思想の高揚と郷土愛の醸成に努める。

・事業費 2,925千円

- ・資料館の運営と収蔵資料の適正管理と整理 2名
（報酬 2,087千円、職員手当等 227千円、共済費 32千円、費用弁償 289千円）
- ・施設の利用促進と展示内容の充実（消耗品費 100千円、印刷製本費 130千円）
- ・教育普及活動（資料館活動）の実施（謝 金 60千円）

24 学校給食費（予算額 131,012千円）

(1) 給食実施体制について

各調理場においては、栄養教諭の指導のもと、調理員は毎日行うミーティングで作業手順等の共通理解と連携を図りながら安心・安全な給食づくりに努める。

また、調理場において調理員や配送員が不足する事態が生じるときは、人員の確保や調理場間での応援調整を行い業務に支障が生じないよう体制を整える。

・給食調理業務等

事業費 56,851千円

- 学校給食センター 12人、東部地区調理場 5人
- 西部地区共同調理場 3人、金岳小中共同調理場 3人、
（各調理場、調理員、事務兼配送員、臨時・代替等含む）

・調理業務委託

- 上屋久公共施設管理公社（給食センター）1人

事業費 2,647千円

- 屋久公共施設等振興管理公社（東部・西部調理場）5人

事業費 17,588千円

(2) 学校給食運営委員会等の開催について

学校給食の円滑な運営を推進し給食の資質向上を図るため、調理場ごとに学校給食運営委員会を開催し、給食の実施計画や給食費会計等の審議を行う。

また、各学校の給食担当者を交えた給食担当者会や、栄養教諭による給食業務合同打合せ会を開催し、意見交換をしながらより効果的な給食の提供に努める。

・事業費 106千円

- ・学校給食運営委員会（調理場ごとに開催）年1回
- ・学校給食担当者会及び給食業務合同打合せ会（学期ごとに開催）年3回

(3) 献立及び調理について

食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子ども達の食生活の乱れや肥満増加、過度の痩身などの問題が指摘されるなか、不足しがちな栄養素の摂取を補助し、栄養バランスのとれた望ましい食習慣を支援するとともに献立表、食育だより等を発行し家庭や地域へ向け、食に関する情報を発信する。

また、調理従事者の衛生管理を徹底し、食材と作業手順の確認を十分に行うとともに、食物アレルギーに対応するため、対象者への除去食等の調理手順等についても再確認し、安心・安全な給食の提供に努める。

製パン工場での共同パン加工については、給食センターはもとより東部及び西部地区調理場の献立に合わせたパンの提供に努める。

【学校給食事業の維持費等】

・給食センター	事業費	11,459千円
・東部調理場	事業費	4,808千円
・西部調理場	事業費	4,069千円
・金岳調理場	事業費	1,474千円

(4) 衛生管理について

近年の食中毒は、ウイルス性のものが多く季節を選ばず発生する状況にあるため、学校給食衛生管理基準を遵守し調理作業等を徹底するとともに、各種研修会等にも積極的に参加し調理従事者の資質向上に努める。

また、年間を通して調理場内の細菌検査や害虫等の駆除を行うとともに、調理従事者の健康診断等を行い、食中毒の発生防止と健康管理に努める。

・給食センター関係衛生研修会等	事業費	245千円
・便細菌検査（検便）毎月2回実施	事業費	451千円
・調理従事者健康診断（年1回）	事業費	231千円
・衛生保守管理業務委託（細菌検査年11回・定期防除年3回）	事業費	1,715千円

(5) 給食費補助金について

児童生徒の健全育成と子育て支援を推進するため、小学生と中学生を対象に、給食の食材費に対して補助を行い、保護者の給食費の負担軽減を図る。

今年度、給食費の値上げを行い、値上げ分については町補助金で賄うこととした。

・給食費補助金	事業費	16,288千円
補助単価	小学生 一人あたり 月額 1,350円	
	中学生 一人あたり 月額 1,600円	
給食費月額	(小学生 4,500円・中学生 5,500円)	
保護者負担額	(小学生 3,150円・中学生 3,900円)	

(6) 児童生徒の食に関する指導の推進

日常生活における食事について、正しい理解と望ましい食習慣を身につけ、食を通じて食文化や地域を理解することができる生きた教材として活用される各種の資料提供に努める。

また、栄養教諭による学校訪問指導や給食週間での各学校の活動と連携した取組みを行い、献立表や給食便り等により保護者へ食に対する啓発に努める。

(7) 施設・設備等の整備について

給食施設及び設備の経年劣化による修繕や調理機器等の更新を行い、施設内の衛生管理と作業効率の向上を図る。

・工事請負費（配膳棚改修工事 他）	事業費	6,500千円
・備品購入費（冷凍庫 他）	事業費	5,010千円
・食器類更新	事業費	1,121千円

(8) 地産地消の取組について

新鮮で安全・安心な食材として地元産農林水産物の活用を図り、地域の生産者や関係機関と連携し、地元産食材を積極的に学校給食に取り入れ地産地消を推進する。

【簡易水道事業】

簡易水道事業は、令和２年度より屋久島地区の簡易水道を統合した上水道事業と、口永良部島地区の簡易水道事業に分かれることとなりました。

令和２年度の簡易水道事業は、国庫補助事業を活用し、口永良部島地区の導水管設備に取り組む。

①口永良部島地区簡易水道施設整備事業（国庫補助事業）（起債対応）

総事業費 215,000 千円（平成 31～令和 2 年度水源増補・継続事業 2 年目）

【国民健康保険事業】

屋久島町国民健康保険事業の安定的な運営と国保財政の健全化を図るため、令和２年度の屋久島町国民健康保険事業を以下のとおり実施する。

1 本町の概要

国民健康保険制度は、平成 30 年 4 月から国の財政支援を大幅に拡充したうえで、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保運営の中心的な役割を担うよう持続可能な制度の改正を行った。

市町村においては引き続き住民に身近な業務として、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業などの地域における細かな事業を行う。

令和 2 年 1 月末現在、屋久島町国民健康保険の加入世帯は 2,545 世帯（対前年比△58 世帯）、被保険者数は 4,081 人（一般 4,079 人、退職 2 人）（対前年比△114 人（一般△103 人、退職△11 人）となっている。

令和 2 年度予算における歳入の構成比率（小数点以下第三位四捨五入）は、保険税 15.9%、使用料及び手数料 0.02%、県支出金 73.93%、繰入金 10.09%、諸収入 0.06% である。

医療費の支出に関しては、平成 30 年度の一人あたりの医療費は、一般分が 349 千円、退職分が 575 千円（対前年度比一般 4 千円減、退職 159 千円減）となっており、一般分及び退職分についても被保険者の減少に伴うもので、療養給付費及び高額療養費ともに減少している。なお、疾病の早期発見・早期治療で医療費抑制を行うことや、特定健診の受診勧奨をはじめとする予防対策の徹底、重複受診の回避、保健指導の強化、広報誌による情報提供を図る必要がある。

本町は、ここ数年入込客の減少や異常気象とも云える天候等の影響により、営業所得、農業所得の向上は見込めず、保険基盤は大変厳しい状況にあることから、財政健全化のため、適正賦課、徴収体制の確立、健康の保持増進と保健事業の効率的な推進を図る。

2 財政運営の仕組み

平成 30 年 4 月に改正された国保制度改革では、市町村に加えて都道府県にも国民健康保険特別会計が設置され、都道府県は、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定をするとともに、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うこと（保険給付費等交付金の交付）により、国民健康保険財政の『入』と『出』を管理することになった。

また、都道府県が設定する標準的な保険税率算定方式や市町村別の収納率等、市町村が保険税率を定める際に参考となる事項についての標準を設定するとともに、市町村ごとの標準保険税率が算定公表されるが、本町については、令和 2 年度に県に納める国保事業納付金が、436,418 千円で、前年度と比較した場合 19,000 千円の増と算定されたが、国保特会で賄えたことにより税率改正は行わないこととした。

- ②国保熊毛地区協議会が実施する研修会への参加
- ③その他、各種研修会への参加
- (2) 医療費分析等の調査研究の実施
 - ①医療費関係データ等の調査分析
 - ②上記データに関する被保険者教育への活用
- (3) 被保険者指導等の徹底
 - ①医療費通知の実施：年6回
 - ②広報活動の実施
 - ・広報誌等による医療費の実態、健康づくり、新国保制度等周知活動
 - ・第三者行為届出の励行
 - ・資格管理の適正化
- (4) 保健指導等のデータ整備

各種健診、訪問指導等のデータを整備し活用する。
- (5) ジェネリック医薬品の推進

医療費抑制を目的とするジェネリック医薬品のさらなる推進の方策として、ジェネリック医療費差額通知を個別に年2回通知するなど周知徹底を図り推進していく。
- (6) レセプト点検の充実・強化

医療費の適正化を図るため、レセプトに記載されている事項について、その請求点数が算定基準等に照らし誤りがないかなど審査・点検を行う。

【目標値】

年 度		資格点検	内容点検	計
令和2年度 (目 標)	効果率	0.24%	0.31%	0.55%
	効果額	851 円	1,096 円	1,947 円

- (7) 医療費適正化地区推進委託業務の締結（3地区）
 - ①特定健康審査の周知活動及び受診勧奨
 - ②健康づくりに係る各種イベントの開催運営

5 保険適用の適正化

国保事業運営の健全化を図るため、被保険者の的確な把握と早期適用の方策を講ずる。

- (1) 未適用者の実態把握
- (2) 不当利得の実態把握
- (3) 居所不明者被保険者等の調査実施
- (4) 退職被保険者に係る適用の適正化（国民年金事務との連携）

6 保健事業の推進

(1) 保健事業の推進

予算額：2,292千円

被保険者の健康保持増進のために関係各グループ並びに関係団体との連携を図り健康教育、健康相談、健康診査、食生活・栄養相談その他の事業を実施する。

①健康保持増進に関する教育指導事業

②健康管理の促進に関する事業

- ・健康管理のための国保連合会データ収集及び分析
- ・疾病分類統計等を活用した保健指導
- ・生活習慣病予防や健康づくり事業の推進
- ・健康及び栄養相談の実施
- ・訪問指導の強化

③健康診査・疾病予防及び重症化予防に関する事業

- ・人間ドック利用の助成

(2) 特定健診・保健指導の推進

予算額：10,900千円

糖尿病等の生活習慣病の早期発見と、健康保持増進に資することを目的に実施する。平成29年度に糖尿病重症化予防プログラムを策定し、特定健診の結果を基に医療機関等と連携して効果的な事業を実施するとともに、糖尿病性腎症の予防に取組み、健診の重要性を広報等で周知し受診率の向上及び特定保健指導を実施する。

なお、集団健診は5月(町内8カ所、14日間)と11月(町内2カ所、2日間)に予定している。

【目標値】 特定健診

年 度	目標受診率	受診率（実績）	前年度比
平成29年度	47.1%	47.4%	0.9%
平成30年度	48.0%	48.66%	1.43%
令和元年度	49.0%	—	—
令和2年度	50.0%	—	—

【目標値】 保健指導

年 度	目標受診率	受診率（実績）	前年度比
平成29年度	30.5%	28.5%	△2.6%
平成30年度	31.0%	36.4%	7.9%
平成31年度	32.0%	—	—
令和2年度	33.0%	—	—

7 広報活動の推進

被保険者はもとより、広く町民に対して国保制度・国保財政・保険税納付、医療費の実態、健康づくりなどを周知するための広報活動を実施する。

8 国民健康保険事業の運営に関する協議会

予算額：272千円

国民健康保険事業の運営に関し重要な事項を諮問され答申するとともに、関係委員の意見を国保事業に反映するため必要に応じて開催する。委員は12名で、公益代表、被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表で構成し、任期は3年である。

令和2年度屋久島町国民健康保険担当職員研修計画

目 的	県・国保連合会及び地区協議会主催の研修会に積極的に参加し、制度に対する理解や事務処理システム操作方法の習熟に努める。 また、必要に応じて、各出張所と合同の学習会を開催する。	
研修会等	国保データベースシステム等担当者説明会 (4月 国保連合会) 医療費適正化及び特定健康診査等説明会 (5月 県国民健康保険課) 国保総合システム等に係るシステム操作説明研修会 (5月 国保連合会) 国保主管課長会議 (5月 国保連合会) 国保実務担当者説明会 (6月 県国民健康保険課) 国保事務初任者研修会 (6月 県国民健康保険課) レセプト点検担当者研修会 (6月 県、国保連合会) 第2回医療費適正化に係る実務者研修会 (6月 国保連合会) スキルアップ研修 (6月・11月 国保連合会) 国保新制度移行準備に係る検討部会 (年4回 県国民健康保険課) 国保新制度準備連絡協議会 (年3回 県国民健康保険課) 国保保険者標準事務処理システム及び次期国保総合システム説明会 (6月 国保連合会) 適正受診・適正服薬に関する研修会 (7月 西之表市) 第三者行為求償事務担当者研修会 (8月 国保連合会) 特定健康診査・特定保健指導推進研修 (8月 県国民健康保険課) 第3回医療費適正化に係る実務者研修会 (8月 国保連合会) 国民健康保険熊毛地区協議会 (8月 屋久島町) 保険税収納率向上研修会 (8月 国保連合会) 新医療費分析システム等の担当者説明会 (9月 国保連合会) 第4回医療費適正化に係る実務者研修会 (10月 国保連合会) 電算共同処理業務研修会 (10月 国保連合会) 国保運営協議会長及び主管課長合同研修会 (11月 国保連合会) 熊毛地区糖尿病重症化予防研修会 (11月 西之表市) 熊毛地区協議会研修 (11月 地区協議会) 熊毛地区レセプト点検勉強会 (11月 南種子町) 医療費適正化に向けたデータヘルス推進のための熊毛地区ブロック研究会 (12月 国保連合会) 診療報酬明細書点検調査に係る管理職研修会 (12月 県・国保連合会) 熊毛地区特定健康診査・特定保健指導推進研修 (2月 西之表市) 第5回医療費適正化に係る実務者研修会 (1月 国保連合会) 第6回医療費適正化に係る実務者研修会 (2月 国保連合会) 適正受診・適正服薬に関する研修会 (2月 県・国保連合会) 国保・福祉・介護担当者研修会 (3月 国保連合会)	

【介護保険事業】

介護保険制度は、高齢者が介護を必要とする状態になってもできる限り自宅で自立した生活が営めるよう、社会全体で支える仕組みである。本年度も、居宅事業、地域密着型事業及び施設事業、また福祉用具・住宅改修事業等、本町の高齢社会に向け必要となる介護・予防のサポート体制を整える。

介護保険制度創設から 20 年を経た現在、本町の被保険者数と要介護認定者数の推移をみると、平成 12 年時点の被保険者数 3,526 人、要介護認定者数 390 人、認定率 11.1%に対して、令和 2 年 1 月末時点では被保険者数 4,402 人（876 人増）、要介護認定者数 802 人（412 人増）、認定率 18.9%（7.8%増）であり、高齢化の進展に伴い高い伸びを示している。

本年度は、第 7 期介護保険計画（平成 30 年度～令和 2 年度）の 3 年度に当たり、本町の計画の基本目標である、①介護予防・健康づくりの推進、②高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり、③地域包括ケアの体制づくりの推進と深化、④持続可能な介護保険事業の推進を掲げて、基本理念の「地域で支え合い、自立と生きがいを目指したまちづくり」の実現のため施策の展開を図る。

1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進と地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を行う。事業計画に基づき介護予防のための活動を支援し、生活支援サービスの創出、充実、強化を行う。また生活支援コーディネーターの活動を活用し集落、団体等と連携を図りながら、サロン活動助成事業や元気度アップ推進事業により、引き続き住民主体の多様な通いの場を創り、併せて元気高齢者を含めた地域ボランティアの養成を行い、取組みを育成・支援しながら新たな社会参加を促すことにより、地域包括ケアシステムの深化・推進に努め、自立支援、介護予防・重度化防止への取り組みを推進する。

2 包括的支援事業の充実と高齢者を支える環境づくり

包括的支援事業では、南北 2 か所の地域包括支援センターを核として推進する。集落環境の実情に合う支援体制を創り出すため身近な集落高齢者支援会議により地域高齢者を支える環境づくりに努める。また町全体の課題を把握し問題解決サポートするため地域ケア会議として取り組み、中でも高齢者を支える環境づくりのため専門家、各方面関係者を集めた多職種会議や地域ケア個別会議により積極的な対応を展開する。また、在宅医療・介護連携体制の強化を進め入院医療から在宅医療介護サービスまで切れ目のない体制づくりを目指す。加えて在宅での看取りの普及啓発を行うとともに、認知症初期集中支援チームの増員と認知症地域支援推進員の活動により認知症施策の推進を行う。さらに生活支援体制性整備の観点から、生活支援コーディネーターや協議体とともに高齢者の生活環境を支える取り組みを進める。

《歳入》

1 介護保険料（第1号被保険者保険料）

第1号被保険者（65歳以上）で老齢基礎年金等年額180千円以上（月額15千円以上）の受給者は、特別徴収として各年金保険者が引き去り、年額180千円未満の方や資格取得後約6ヶ月未満者等は普通徴収により納付する。

第1号被保険者保険料	現年度分	特別徴収	233,528千円	普通徴収	15,470千円
	滞納繰越分	—	—	普通徴収	12千円

2 国庫支出金

（1）国庫負担金

介護保険給付費のうち、国の負担は施設サービス分が15%、その他分が20%となる。

ア 介護給付費負担金

国庫負担金	介護給付費負担金	240,256千円	施設15% その他20%
-------	----------	-----------	-----------------

（2）国庫補助金

調整交付金は、高齢化率、低所得者数等を勘案し交付される。

地域支援事業のうち総合事業分の補助率は25%、包括的支援事業・任意事業分が38.5%となっている。

保険者機能強化推進交付金は財政的インセンティブとして取り組み状況（指標）に応じ交付される。

国庫補助金	調整交付金	介護給付費分	119,566千円	9.0%
		地域支援事業費分	2,036千円	5%
	地域支援事業	総合事業分	8,017千円	20%
		総合事業以外の地域支援事業分	10,584千円	38.5%
	保険者機能強化推進交付金		1,800千円	

3 支払基金交付金

介護給付費交付金は、第2号被保険者（40歳～65歳未満）の保険料から介護給付費の法定分27%が交付される。

地域支援事業支援交付金は、総合事業の事業経費の法定分27%が交付される。

支払基金交付金	介護給付費交付金	358,699千円	27%
	地域支援事業支援交付金	10,823千円	

4 県支出金

（1）県負担金

介護保険給付費のうち、県の負担は施設サービス分が17.5%、その他分が12.5%となっている。

ア 介護給付費負担金

県負担金	介護給付費負担金	191,510千円	施設分17.5% その他12.5%
------	----------	-----------	----------------------

（2）県補助金

ア 地域支援事業交付金

地域支援事業の総合事業分が12.5%、包括的支援事業・任意事業分が19.25%と

なっている。

県補助金・地域支援事業交付金	総合事業分	5,011 千円	12.5%
	総合事業以外の地域支援事業分	5,293 千円	19.25%

5 一般会計繰入金

町負担分は介護保険給付費が 12.5%、地域支援事業は総合事業分が 12.5%、包括的支援事業・任意事業分が 19.5%となっている。

介護給付費繰入金		166,064 千円	12.5%
地域支援事業繰入金	総合事業分	5,010 千円	12.5%
	総合事業以外の地域支援事業分	5,292 千円	19.25%
低所得者保険料軽減繰入金（現年度分）		32,395 千円	

《歳 出》

1 総務費

本年度は、第7期介護保険事業計画（3か年計画）実施の2年目に当たる。計画に則り、持続可能な介護保険事業の推進のため、介護保険運営協議会をはじめ意見の集約に努める。介護認定審査会については月2回開催し、高齢者の介護状況の適正な把握に努める。また包括的支援事業については、高齢者が安心・安全な生活環境を確保していくため、南北地域包括支援センターを中心として運営を行う。財政的には介護保険料の賦課・徴収により財源確保に努め、安定した事業運営を目指す。

2 介護給付費及び予防給付費

要介護（要支援）者と認定された方が利用したサービスに対する給付費である。

要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付があり、在宅において提供される居宅（介護予防）サービス、住み慣れた地域で生活ができるよう地域に密着したサービスが提供される地域密着型（介護予防）サービス、介護保険施設入所者に提供される施設サービス等に分けられる。例年保険給付費は増加傾向にあり、介護保険料に直接影響があることから、適正なサービス利用についての啓発活動に努める。

（1）介護サービス等諸費

ア 居宅介護サービス給付費 437,177 千円

訪問介護・通所介護・短期入所生活介護等のサービスを提供する。

イ 地域密着型介護サービス給付費 243,864 千円

本町には、小規模多機能型居宅介護事業所・特定施設として「ひまわりのお家」、認知症対応型共同生活介護事業所として「グループホーム鶴と亀」、「グループホームやくしま」、「グループホームこもれびの杜」、定員18人以下の小規模通所介護事業所として「ミニ・デイサービスほほ笑み」、「ミニ・デイ野の花」、「みんなののうち」がある。

ウ 施設介護サービス給付費 440,822 千円

要介護者にのみ提供される施設サービスに係わるもので、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が該当施設となる。

本町には、特別養護老人ホームとして「縄文の郷」、「竜天園」の2箇所がある。

エ 居宅介護福祉用具購入費 1,557 千円
居住空間の行動をより簡便にするため補助具を交付し、在宅生活における自立を促す。

オ 居宅介護住宅改修費 4,111 千円
住宅を改修することにより、在宅生活の自立を促す。

カ 居宅介護サービス計画給付費 57,689 千円
居宅介護サービスを利用するにあたり、ケアマネジャーがサービス利用計画を作成するためのもの。

(2) 介護予防サービス等諸費

要支援者に対する予防給付であり、詳細は前述した各給付費と同様である。

ア 介護予防サービス給付費 21,726 千円

イ 地域密着型介護予防サービス給付費 1,200 千円

ウ 介護予防福祉用具購入費 900 千円

エ 介護予防住宅改修費 4,090 千円

オ 介護予防サービス計画給付費 4,332 千円

(3) 高額介護サービス等費

介護サービス利用について、所得額に応じた段階ごとの負担限度額を設け、その限度額を超えた分の償還払いをするもの。

ア 高額介護サービス費 25,852 千円

イ 高額介護予防サービス費 90 千円

(4) 特定入所者介護サービス等費

低所得者で施設入所（短期入所を含む）の際、自己負担となる食費・居住費について、負担軽減をするためのもの。

ア 特定入所者介護サービス費 78,516 千円

イ 特定入所者介護予防サービス費 200 千円

(5) 高額医療合算介護サービス等費

介護保険、医療保険、後期高齢者医療の利用者負担額を合算して、一定の基準額を超えた分の償還払いをするもの。

ア 高額医療合算介護サービス費 5,000 千円

イ 高額医療合算介護予防サービス費 100 千円

3 地域支援事業

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業費

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業費 32,710 千円

総合事業サービスのうち、通所介護と訪問介護のサービス費

(イ) 介護予防ケアマネジメント事業費 5,661 千円

総合事業利用者に対するケアマネジメントに要する経費

イ 一般介護予防事業費 2,178 千円

介護予防に関する知識や技術の普及を行い、住民主体の通いの場を作るためのもの。

(2) 包括的支援事業

- ア 包括的支援事業費 15,043 千円
地域包括支援センターの運営など、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業・権利擁護事業を実施する。
- イ 在宅医療・介護連携推進事業費 130 千円
在宅医療と介護サービスが一体的に提供されるしくみをつくるため、関係機関により検討会を実施する。
- ウ 認知症総合支援事業費 8,673 千円
認知症初期集中支援チームや地域支援推進員の養成及び関係機関との連携を強化し、認知症ケアの向上を図る。
- エ 生活支援体制基盤整備事業費 3,562 千円
総合事業の充実に向けて、生活支援コーディネーターを配置し、身近な生活支援サービスが充実するよう活動を行う。また住民、関係機関代表等による協議体の中で協議をすすめ充実を図る。屋久島地域ボランティアと生活支援サポーターの養成を行い屋久島アイランドネットによる生活支援をすすめる。

(3) 任意事業

- ア 地域包括支援センター運営事業費 1,294 千円
認知症サポーターの養成や介護相談員の配置及び成年後見申立に支援を要する際に必要な経費
- イ 家族介護支援事業費 573 千円
介護者の負担軽減と介護技術の普及のために、家族介護者交流会を実施し、在宅で重度者を介護する者に対し、負担軽減のため介護用品を支給する。

【診療所事業】

○地域医療事業

町立診療所の運営について

地域住民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進していくため、3箇所の町立診療所を運営し、さらに関係機関の協力のもと特定診療科目（眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科・歯科）の巡回診療を実施する。

本町の地域医療において、離島という地理的なハンデがある中でいかに安心して医療が受けられるかが住民の大きな関心事であり、そのため、保健、医療における運営体制において円滑かつ効果的に実施するとともに、医療機関相互の連携を強化する必要がある。また、各診療所の医療機器設備については、順次更新すべく、計画に基づいた環境整備に努める。

このことを踏まえて、次のとおり本町の診療所事業を展開する。

1 栗生診療所

栗生診療所では、常勤医師を中心に住民の健康の維持増進を図り、適正な地域医療の確立を目指した診療を行う。特定診療科目については、住民の疾病の早期発見・治療や負担軽減のため、鹿大耳鼻咽喉科医師の出張診療を年 24 回実施する。また皮膚科診療についても種子島医療センター常勤医師の協力を得て月 2 回の診療を実施する。

なお、特定診療科の診療日に合わせ、口永良部島へ出張診療を実施する。そのほか医療に携わる看護師等の研修・講習会等への参加により診療所全体の医療技術の向上を図る。また医療環境の整備のため、耳鼻科用スコープの更新を行う。

2 永田へき地出張診療所

常勤の自治医科大学出身の派遣医師を中心に、地域に密着した地域医療を目指した診療を行う。島内で眼科及び皮膚科の常勤医師が不在の中、疾病の早期発見・治療並びに住民負担軽減のため、鹿大医学部皮膚科医局長・眼科医局長に医師派遣の協力を求め、皮膚科 24 回、眼科 12 回の出張診療を実施する。診療所は総合的診療が期待され幅広い技術が不可欠であることから、医師の資質や医療技術向上等を目的に、研修等への積極的な参加を促す。

3 口永良部島へき地出張診療所

口永良部島へき地出張診療所については、常駐医師の募集を行う。常駐医師の不在の期間は、栗生診療所医師と連携を図りながら、月 4 回程度の出張診療を実施する。

また、県及び鹿児島赤十字病院と連携のうえ、県医師会・鹿児島大学病院の協力により、「特定診療科巡回診療（眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科）」を実施する。さらに県医療福祉課及び県歯科医師会による無歯科医地区に対する「こじか号」歯科診療を年 2 回実施する。

【農業集落排水事業】

農業集落排水事業は、平成 13 年度より供用が始まり、原集落の生活排水の適正処理に努めている。また、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて農業集落排水機能強化対策工事を実施し、集落の良好な衛生環境の維持に取り組んでいる。

今年度は、集落排水施設の適切な維持管理に努めるとともに、地方公営企業法の適用による公営企業会計として、効率的な経営が図れるよう事業執行に取り組んで行く。

以下、費目ごとの主な予算額については、次のとおり。

①農業集落排水施設管理費（9,089 千円）

光熱水費	2,376 千円
処理場機器修繕	500 千円
浄化槽・ポンプ室管理委託	3,730 千円
企業会計運営支援委託	275 千円
公営企業電算システムソフト使用	495 千円
農業集落排水機能強化工事（公共枘 1 カ所）	300 千円

②町債償還元金（23,559 千円）

③町債償還利子（4,755 千円）

【電気事業】

電気への依存度が高まる現代社会において、電気エネルギー供給の安定性、信頼性の確保は重要なことであり、柔軟な運用そして需用家へ対して「安全・安心・安定」した供給が求められている。また、電気が社会インフラの要であることを再認識するとともに、様々な電気機器に囲まれ、電気がもたらす利便性、快適性が不可欠となっている私たちの暮らしを支えるため、所有する設備が起因する停電をなくすことを最重要課題と掲げ、設備の強化・充実を図ることで、快適な生活を求める住民のニーズに応えたいと考えている。

設備の故障による停電を未然に防ぐため、目視による定期的な巡回パトロール及び機器の点検、保守の強化を図り、更には経年劣化が見受けられる既存設備を計画的に取り替え、地場産業の発展へ貢献できるようサービス向上に努め、需用家から信頼されるよう努力する。

また、発電者である屋久島電工株式会社、並びに島内の配電事業者と連携しながら、生活に欠かせないライフラインの安定供給に努める。

本年度予算については、収益的収入支出670,893千円、資本的収入支出57,800千円の総額728,693千円を予算計上し、新規需用家への早急な対応は勿論、既存の配電設備を計画的に整備・改良するため、次のとおり事業を実施する。

1. 建設改良費

(1) 配電設備

電気設備の経年劣化に起因する事故及び停電等を未然に防止するため、次のとおり配電線路の電柱の建替え、腕金・碍子等の部材及び機器等の取替え、高圧線及び低圧線並びに引込線等の張替工事を実施する。また、低圧電力により受電している需用家で、計量法に規定する期限が満了となる積算電力量計を取替える。

- ア 宮之浦港線改良工事
- イ 泊川線改良工事
- ウ 城ヶ平農道線改良工事
- エ 長峰浄水場線改良工事
- オ 検満切れ積算電力量計取替工事（配電区域全域）

(2) 業務設備

高所作業車による配電線路の修繕及び保守並びに点検等を、活線状態で実施する際、感電の危険性を回避し、安全に作業ができるよう絶縁器具を購入する。

2. 工事請負費

(1) 遠方操作用高圧気中開閉器及び監視システム増設工事

上屋久幹線6号柱に、遠方操作用高圧気中開閉器及び監視システムを増設して、電気庁舎からの遠方操作により開閉器の投入及び開放が出来るよう、また、通信回線を利用して故障時の連絡を各職員が受信できるように整備する。

(2) 積算電力量計取替工事

屋久島電工(株)との電力取引に必要な計量装置で、計量法で規定されている期限が切れる、電子式複合計器の取替えを実施する。

3. 架空電線修繕費

(1) 各地区改修工事

配電区域内において、突発的な故障等発生した際の早急な修繕及び経年劣化等による配電線路等の部分的な改修を行い設備の充実を図る。また、新規需用家への電線引込み、撤去及び電柱移設等、早急な対応を必要とする工事を実施する。

以上、計画的な配電設備の改修の他、高所作業車による配電線路の巡視及び機器の定期的な点検や支障木の伐採等を行うことで、設備の維持管理に努める。また、電気使用料金の収納確保のため、口座振替を推進するとともに収納委託員と連携を図り収納率向上に努める。

【後期高齢者医療事業】

1 概 要

後期高齢者医療保険制度は、平成 20 年 4 月から 75 歳以上（一定以上の障害がある場合は 65 歳以上）の高齢者を対象に、世代間の負担割合を明確にし、将来にわたり持続可能で公平かつわかりやすい制度として始まった。

鹿児島県においても県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合という）が設立され、財政運営は広域連合が行い、窓口業務は各市町村が担うこととなっている。

施行から 12 年を迎え、安定的な運営が図られるようになってきたが、高齢化が進む中、安全・安心な生活を営むことができるよう、高齢者医療制度を含む社会保障全般の安定・強化が求められており、令和 2 年度から新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組む法的な整備がなされ、国保・介護・後期で一体的な保健事業を推進し、今後とも持続可能な制度となるよう国において制度改革に向けた検討が進められている。

こうした中、医療制度改革の一環として平成 29 年度からは制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、発足時ににおける激変緩和措置として実施されてきた保険料軽減措置の段階的な見直しや高額療養費の算定基準の見直しが行われた。令和 2 年度においても保険料軽減措置の見直しが行なわれる。

また、本県においては、医療費は年々増加傾向にあり、診療報酬率がプラス改定となったことなどから、令和 2 年度の保険料率改定では、均等割額は 55,100 円（前回比＋4,600 円）、所得割率は 10.38%（前回比＋0.81%）や賦課限度額の引き上げによる、所得の少ない者に係る保険料の減額基準の見直しとなった。保険料を算定するための保険料率は県内均一とされており、保険料率は広域連合の条例で規定し、医療費の動向などを踏まえながら 2 年ごとに見直すこととされている。

令和 2 年 1 月 1 日現在、町内の被保険者数は、2,165 名（前年 2,177 名）前年より 12 名減。令和 2 年度においても広域連合と連携を図りながら、被保険者が引き続き安心して必要な医療を受けることができるよう適正な運営に努める。

2 市町村が担う事務

後期高齢者医療制度における窓口業務は、住民情報を保有し地域住民に接している市町村が担うこととなり、被保険者が安心して医療を受けられるよう広域連合と連携しながら、迅速な対応に努める。

(1) 被保険者証の交付等に係る事務

- ① 被保険者証等の交付・再交付・返還
- ② 各種届出・申請の受付

(2) 医療給付を行うための手続きに係る事務

- ① 認定証等の交付・再交付・返還

- ② 各種申請の受付
- (3) 保険料の徴収に係る事務
 - ① 保険料の徴収
 - ② 保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受付
- (4) その他
 - ① 制度に関する広報
 - ② 制度に関する相談対応

3 健全な制度運営の推進

財政運営は、広域連合が県内各市町村からの負担金及び保険料納付金により行うため、速やかに支出を行うことにより健全な制度運営に資する。

- (1) 予算額
 - ① 歳出（一般会計：後期高齢者医療事業費）
 - ア 後期高齢者医療広域連合負担金 185,047 千円
 - (ア) 共通経費市町村負担金 5,938 千円
 - (イ) 市町村療養給付費負担金 179,109 千円
 - ② 歳出（特別会計：後期高齢者医療広域連合納付金経費）
 - ア 後期高齢者医療広域連合納付金 166,154 千円
 - (ア) 被保険者保険料（現年度・滞納繰越・延滞金） 104,016 千円
 - (イ) 保険基盤安定負担金（県 3/4・町 1/4 負担） 62,138 千円

4 保険料の徴収事務

年金天引きによる特別徴収や普通徴収による的確な保険料確保及び口座振替の推奨や、早期徴収に努めるとともに、目標収納率を定め徴収事務を行うことにより財政の安定化に資する。

- (1) 令和 2・3 年度の保険料率（令和 2 年度改定）
 - ① 均等割額 55,100 円（+4,600 円）
 - ② 所得割額 10.38%（+0.81%）
- (2) 目標保険料収納率

広域連合において、令和 2・3 年度の保険料率算定時に用いられた予定保険料収納率を目標保険料収納率に定め、収納事務に努める。

 - ① 現年度 99.30%
 - ② 現年度＋滞納繰越 98.70%
- (3) 予算額
 - ① 歳入（特別会計：後期高齢者医療保険料）
 - ア 後期高齢者医療保険料 104,006 千円
 - (ア) 特別徴収保険料（現年度分） 72,105 千円
 - (イ) 普通徴収保険料（現年度分） 30,901 千円
 - (ウ) 普通徴収保険料（滞納繰越分） 1,000 千円

② 歳出（特別会計：徴収経費）

ア 徴収費経費 630 千円

5 保健事業の推進

(1) 長寿健診の実施・結果の活用

国民健康保険事業の特定健診に合わせて、被保険者を対象とした長寿健診を実施することにより、疾病の早期発見による重症化予防に繋げ、被保険者の健康維持に努める。

① 長寿健診の実施（5月・11月の年2回）

② 健診関係データ等の調査分析

③ 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用

④ 予算額

ア 歳入（特別会計：雑入）

(ア) 長寿健診補助金 1,433 千円

イ 歳出（特別会計：保険事業費）

(ア) 健康診査経費（受診見込者数 330 人） 2,289 千円

(2) 健康保持増進に関する教育指導事業

広域連合と連携の下に、重複・頻回受診者に対し訪問のうえ、対象者の個別性に合わせた健康相談及び保健指導を実施する。

① 重複・頻回受診者訪問指導の実施

② 予算額

ア 歳入（特別会計：受託事業収入）

(ア) 重複・頻回受診者等訪問指導事業収入 81 千円

イ 歳出（特別会計：保険事業費）

(ア) 保健教育指導費 82 千円

(3) 健康診査・疾病予防及び重症化予防に関する事業

① 人間ドック利用の助成

② 予算額

ア 歳入（特別会計：雑入）

(ア) 雑入（特別調整交付金：人間ドック等の費用助成） 100 千円

イ 歳出（特別会計：健康保持増進事業費）

(ア) 疾病予防費（人間ドック利用補助金 20,000 円／人） 200 千円

6 医療費適正化対策の推進

高齢化等により高齢者の医療費が増大するなか、持続可能な制度運営を図るため、次の事業を実施し、一層の事業効果を図る。

(1) 職員などの資質向上

① 広域連合が行う研修などへの参加

② その他、各種研修会への参加

(2) 医療費分析等の調査・活用

- ① 医療費関係データ等の調査分析
- ② 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用

(3) 広報活動の推進

被保険者はもとより、広く住民に対して後期高齢者医療制度の概要や医療費の実態などの広報活動を実施する。

- ① 町広報誌を活用した情報提供
- ② パンフレット等の配布